

令和 6 年度第 2 回高知県環境審議会 次第

日時：令和 7 年 2 月 12 日（水）13:30～15:30

場所：高知県立県民文化ホール 4 階 第 6 多目的室

1 開会

2 林業振興・環境部長あいさつ

3 委員のご紹介

4 会長及び副会長の選出

5 会議録署名委員の指名

6 部会の編成

7 諮問事項

- ・高知県環境基本計画第六次計画（令和 8 年度～令和 12 年度）の策定について
- ・第 6 期 高知県廃棄物処理計画（令和 8 年度～令和 12 年度）の策定について
- ・「高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の土砂基準及び水質基準の変更に
ついて
- ・千尋岬鳥獣保護区特別保護地区の指定について

8 審議事項

- ・高知県環境基本計画第五次計画の取組状況について

6 高環計第 269 号

高知県環境審議会 様

高知県環境基本計画第六次計画（令和 8 年度～令和 12 年度）の策定について、高知県環境基本条例（平成 8 年 3 月 26 日条例第 4 号）第 9 条第 3 項の規定により諮問します。

令和 7 年 1 月 28 日

高知県知事

濱田 省司



高知県環境基本計画第六次計画の策定について

1 根拠規定及び位置付け

高知県環境基本計画は、高知県環境基本条例第9条第1項の規定（※）に基づき、環境の保全と創造に関する県の総合的な計画として策定。

環境分野における「地球温暖化対策」や「廃棄物・リサイクル対策」、「自然環境の保全」等の個別計画の基本的な方向性を示すものとして、上位計画に位置付けられている。

2 計画期間

第六次計画： 5年間（令和8年度から令和12年度まで）

第五次計画： 5年間（令和3年度から令和7年度まで）

3 改定に向けた基本的な考え方と検討ポイント

●国の「第六次環境基本計画」を含む関係計画の内容の反映

●県の関係計画との整合性

（高知県地球温暖化対策実行計画、高知県廃棄物処理計画、生物多様性こうち戦略 など）

●国内外の環境をめぐる動向の反映

●現計画のPDCAサイクルの状況を踏まえた指標・目標値・施策等の設定

☆計画の項目別の検討ポイントは別添の「参考資料」を参照

4 策定に向けた協議方法

前回の計画策定と同様に、環境審議会「総合部会」において計画案を協議

5 策定スケジュール（予定）

- | | | |
|-----------|------------------|---------------|
| ・ 令和7年2月 | 環境審議会へ諮問 | |
| ・ 令和7年7月 | 環境審議会（総合部会①）の開催 | ※基本的な考え方の整理 |
| ・ 令和7年10月 | 環境審議会（総合部会②）の開催 | ※計画素案作成（意見照会） |
| ・ 令和7年11月 | 環境審議会（総合部会③）の開催 | ※計画素案の審議 |
| ・ 令和8年1月 | 環境審議会の開催（計画案 報告） | |
| ・ 令和8年2月 | パブリックコメント実施 | |
| ・ 令和8年3月 | 環境審議会（総合部会④）の開催 | ※最終審議 |
| ・ 令和8年4月 | 計画の策定、公表 | |

（※）【参考】高知県環境基本条例（平成8年3月26日条例第4号）「環境基本計画」

第9条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する基本構想

(2) 環境の保全及び創造に関する目標

(3) 環境の保全及び創造に関する施策の方向

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ高知県環境審議会の意見を聴かなければならない。

項目別の改定に向けた検討ポイントについて

※ 構成については、次期（第六次）計画でも大きな変更はない予定

第五次計画の構成	
第1章 計画の基本的事項	
第2章 環境をめぐる動向	●改定に向けた検討ポイント ・世界、国、県の状況を更新 （地球温暖化の進行（2024年は観測史上最も暑い年）、ウクライナ侵攻などによるエネルギー価格の上昇 など）
第3章 目指すべき将来像	●改定に向けた検討ポイント ・国の環境基本計画で追加された項目の反映 （県民一人一人の<u>ウェルビーイング</u>（高い生活の質））
1 地球温暖化対策が進んだ脱炭素社会	
2 環境への負荷の少ない循環型社会	
3 自然環境の保全が図られた自然共生社会	
第4章 環境の保全及び創造に関する施策の展開	
※前回より SGDｓ の概念が追加	●改定に向けた検討ポイント ・国の計画や県の計画を踏まえた内容、目標値等の更新（温室効果ガス削減目標、再生可能エネルギーの導入目標等） ・新たな技術の導入（ペロブスカイト太陽光電池 等） ・廃棄物分野での脱炭素、デジタル化 ・循環経済（サーキュラーエコノミー） ・2030 ネイチャーポジティブ（自然再興） （30 by 30 目標：2030 までに陸と海の 30% 以上を健全な生態系として効果的に保全） ・エネルギー地消地産に向けた取組 （脱炭素先行地域、地域新電力 等） ・PDCAサイクル及び新たな目標を踏まえ目標指標や施策等の更新 など
戦略1 地球温暖化への対策	
戦略2 循環型社会への取組	
戦略3 自然環境を守る取組	
戦略4 地域資源を活かした産業振興	
戦略5 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成と地域づくり	
第5章 森里川海をつなげて創造する「地域循環共生圏」	
第6章 計画の推進	



資料2

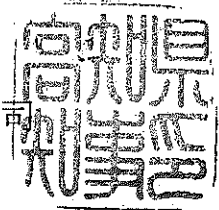
6 高環対第 1601 号

高知県環境審議会 様

高知県廃棄物処理計画（令和 8 年度～令和 12 年度）の策定について、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 5
第 3 項の規定に基づき諮問します。

令和 7 年 2 月 12 日

高知県知事 濱田 省司



環境審議会諮問事項

「高知県廃棄物処理計画（令和８年度～令和１２年度）」の策定について

1 趣旨説明

国は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成 13 年に廃棄物の排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量、その他その適正な処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針を定めました。

これを受け、県においては、同法第 5 条の 5 第 1 項の規定により、この基本方針に即した県域における廃棄物処理計画を平成 13 年度から策定し、廃棄物の排出抑制、再生利用及び適正処理等に関する取組を総合的に推進してきました。

現行の高知県廃棄物処理計画は、令和 2 年度から令和 7 年度までの 5 か年の計画であり、当該計画の検証結果も踏まえ、新たに令和 8 年度から令和 12 年度までの次期計画を策定する必要があります。

2 計画策定の目的

廃棄物処理法第 5 条の 5 第 1 項に基づき、環境大臣の定める基本方針に即して、県内における一般廃棄物及び産業廃棄物の排出実態を把握し、その発生量の将来予測を行ったうえで、廃棄物の減量、リサイクル、適正処理等の推進に関する高知県廃棄物処理計画を策定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5 第 1 項

都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を定めなければならない。

3 計画期間

令和 8 年度～令和 12 年度までの 5 年間

(過去の計画:平成 13～17 年度、平成 18～22 年度、平成 23～27 年度、平成 28～32 (令和 2) 年度、令和 3～7 年度)

4 計画の構成（全 2 編）

※本計画策定にあたっては、「高知県環境基本計画（第 6 次：令和 8 年 4 月策定予定）」との調整を行う

【本編】

- (1) 計画策定にあたって（趣旨、計画期間、対象とする廃棄物の種類 外）
- (2) 一般廃棄物（現状、前回の計画目標の達成状況と課題、排出量の見込みと減量化目標、廃棄物処理の広域化及び施設の集約化）
- (3) 産業廃棄物（現状、前回の計画目標の達成状況と課題、排出量の見込みと減量化目標）
- (4) 施策の展開（施策の基本方針・内容）
- (5) 計画を円滑に進めるための役割（県民、事業者、処理業者、市町村、県の役割分担）

【資料編】

本編を補助する資料

5 現計画からの変更のポイント

- (1) 環境大臣の定める基本方針の変更（令和5年度・6年度）に伴う見直し
 - ・ 廃棄物分野における脱炭素化の推進、デジタル技術の活用等による動静脈連携、プラスチックの資源循環の推進などを強化するため、これらに資する取組を「施策の展開」に盛り込む
 - ・ 一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化目標（数値目標）の改定
- (2) 廃棄物処理の広域化及び施設の集約化に関する環境省通知（令和6年3月29日）に伴う見直し
 - ・ 県及び県が構想するブロック区割りのメンバーからなるごみ処理広域化・集約化協議会を設置し、令和32年度を計画期間とする長期広域化・集約化計画を策定

6 スケジュール（案）

- R7.1～2 市町村への趣旨説明（広域ブロック協議会内で実施）
- R7.2 環境審議会への諮問（生活環境部会への付託）
- R7.2 生活環境部会（計画策定スケジュール案等の審議）
- R7.4～5 R6 一般廃棄物処理事業実態調査の実施（R6 一般廃棄物排出状況の把握）
- R7.4 市町村への概要説明（業務説明会内で実施）
- R7.4 廃棄物処理計画策定の業務委託（R6 産業廃棄物排出状況の把握、一般廃棄物～R8.3 及び産業廃棄物の発生量将来値推計・減量化目標値検討 等）
- R7.9 計画の素案策定、市町村・関係機関への意見聴取
- R7.10 生活環境部会（計画素案の審議）
- R7.11 パブリックコメントの募集
- R8.1 生活環境部会（計画素案の再審議、パブコメ意見反映 外）
- R8.1 環境審議会への答申案報告
- R8.2 環境審議会から高知県知事への答申
- R8.2 県議会商工農林水産委員会への報告
- R8.3 計画決定、公表



資料3

6 高環対第 1591 号

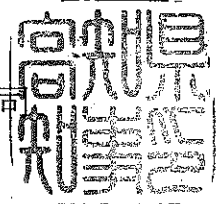
高知県環境審議会 様

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の土砂基準及び水質基準の変更について、高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第6条第2項の規定に基づき諮問します。

令和7年1月21日

高知県知事

濱田 省司



環境審議会諮問事項

「高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の土砂基準及び水質基準の変更について

1 趣旨説明

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例は、都市圏からの建設残土の搬入による土壤汚染の懸念が生じたことを背景に、平成21年に制定された条例です。

条例では、条例で定める土砂基準に適合しない土砂等による埋め立てを禁止しています。また、知事は土砂等が土砂基準に適合しないこと、埋立てに提供された土地の浸透水が水質基準に適合しないことを確認したときには、土砂等の撤去を含む必要な措置を命じることができるとしています。

土砂基準及び水質基準は、土壤の汚染又は水質汚濁に係る環境上の条件として人の健康の保護及び生活環境の保全をするうえで、維持することが必要なものとして位置付けられています。

近年、国で定める土壤及び地下水の環境基準が改正されており、それに合わせて規則で定める基準の変更を行うものです。

2 スケジュール（案）

- R7. 2 環境審議会への諮問（生活環境部会への付託）
- R7. 2 第1回生活環境部会 改正の方向性を決定
- R7. 3～9 改正素案作成・市町村意見集約・法との整合性確認
- R7. 10 生活環境部会 改正素案決定
- R8. 1 生活環境部会 答申案の審議
- R8. 1 環境審議会へ答申案報告
- R8. 2 環境審議会から高知県知事へ答申
- R8. 3 改正規則の公布
- R8. 4 改正規則施行

土壌環境基準設定の基本的考え方（環境省資料より抜粋）

「土壌環境基準は、人の健康を保護及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準であり、土壌の汚染状態の有無を判断する基準でもある。また、政府の施策を講ずる際の目標となるものである。土壌環境基準は、既往の知見や関連する諸基準に即して、設定可能なものについて設定するとの考え方に基づき、地下水等の摂取に係る健康影響を防止する観点等から設定されている。このうち、土壌環境基準（溶出基準）については、土壌中に存在する汚染物質が、土壌中を浸透する水により溶出され、その溶出された水が地下水として飲用に供される可能性があるとの想定の下、溶出水が水質環境基準及び地下水環境基準（人の健康の保護に関するもの）に適合したものになるようにするとの考え方で設定している。その際、環境基準の対象となっている項目について、土壌（重量：g）の10倍量（容量：mL）の水でこれらの項目に係る物質を溶出させ、その溶液中の濃度が各々該当する水質環境基準に適合するようにする考え方で環境上の条件を定めてきたところである。I

- ・環境基準は、国において 耐用一日摂取量等（毎日摂取しても影響がでない値）→水道の基準→地下水環境基準→土壌環境基準 の順で決定される。
- ・「高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の土砂基準は土壌環境基準を、水質基準は地下水環境基準を参考に設定している。
- ・条例の、水質基準について7物質、土砂基準について6物質（六価クロム以外）について基準値等の変更を検討する。

国の地下水及び土壌環境基準の改正経緯 ※高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例で改正が必要な項目について抜粋

			カドミウム	六価クロム	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,4-ジオキサン
用途			顔料、電池、メッキ等	表面処理剤、顔料、染料	ポリ塩化ビニル（PVC）や塩化ビニリデンなどの合成樹脂の製造に使用	繊維、フィルム等の合成原料	かつては染料や香料、熱可塑性の合成樹脂などを製造する際の溶剤等に使用されていたが現在は用途がない	ドライクリーニングや金属製品の脱脂洗浄剤として使用されてきたが、今日では代替フロンガスの合成原料としての用途が多い	抽出・精製・反応用の溶剤として使用
環境中での挙動			水環境中には、大気からの降下、廃棄物の埋め立て、遺漏、投棄、鍍金工場などからの排水により移行。	天然中に存在するクロムの原子価は、ほぼ三価のものに限られ、六価のものは人為起源であるとみられる。	地面に放出された場合には、土壌に吸着されず、地下水にすぐに移動。	環境水中に入った場合は大気中へ揮発し消失。土中では別物質から生成される可能性がある。土壌吸着性は低く、地下に浸透すると地下水を汚染する。	環境水中に入った場合は大気中へ揮発し消失。土壌吸着性は低く、地下に浸透する。	環境水中へ放出された場合、水より比重が大きいため、底質に沈殿。土壌では地下深く浸透し地質を広域にわたって汚染。	土壌に放出された場合には地下水にまで到達。
国（環境基準）の動き	地下水	環境基準改正日	H23.10.1	R4.4.1	H21.11.30	H21.11.30	H21.11.30	H26.11.17	H21.11.30
		改正経緯	H20年に耐容週間摂取量が7μg/kg 体重/週とされたことから、水道水質基準が0.01→0.003mg/Lに改正(H22.4)されたことを受けて改正	H 30 年に耐容一日摂取量が1.1μg/kg 体重/日とされたことを受けて、令和2年4月に水道水質基準が0.05 mg/L→0.02 mg/Lに改正されたことを受けて改正	H15年に「10 ⁻⁵ 発がんリスクに相当する用量（VSD:0.0875μg/kg/day）を用いて平均体重50kg のヒトが1日2L 飲むと仮定すると、評価値は0.002mg/Lと算出される」とされたことから、水道の要検討項目の目標値として0.002mg/Lに設定(H16.4)されたことを受け、地下水環境基準の項目に追加、及び基準値の設定	H15年に耐容一日摂取量が46μg/kg 体重/日とされたことから、水道水質基準0.02mg/L→水道水質管理目標設定項目0.1mg/Lに改正(H21.4)されたことを受けて改正	H20年にシス体とトランス体の和で耐容一日摂取量が17μg/kg 体重/日とされたことから、水道水質基準の物質をこれまでのシス-1,2-ジクロロエチレンから1,2-ジクロロエチレンに改正し、水道水質基準は引き続き0.04mg/L以下とした(H21.4)ことを受けて改正	H20年に非発がん性の指標とした場合の耐容一日摂取量が1.46μg/kg 体重/日とされたことから、水道水質基準0.03→0.01mg/Lに改正(H23.4)されたことを受けて改正	H15年に10 ⁻⁵ 発がんリスクに相当する飲水濃度0.054mg/Lと計算されたことから、水道水質基準が0.05mg/Lに設定(H16.4)されたことを受け、地下水環境基準の項目に追加、及び基準値の設定
		基準	0.003mg/L	0.02mg/L	0.002mg/L	0.1mg/L	0.04mg/L	0.01mg/L	0.05mg/L
	土壌	環境基準改正日	R3.4.1	未改正	H29.4.1	H26.8.1	H31.4.1	R3.4.1	H29.4.1
		改正経緯	地下水環境基準の改正を受けて						
		基準	0.003mg/L	0.05mg/L	0.002mg/L	0.1mg/L	0.04mg/L	0.01mg/L	0.05mg/L

参考資料：環境基準改正に係る環境省の資料

県の土砂条例の現行基準

県条例	土砂基準	0.01mg/L	0.05mg/L	項目なし	0.02mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレンで0.04mg/L	0.03mg/L	項目なし
	水質基準	0.01mg/L	0.05mg/L	項目なし	0.02mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレンで0.04mg/L	0.03mg/L	項目なし

6 高中対第 866 号

高知県環境審議会 様

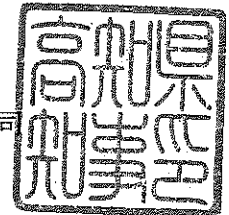
「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号)」第 4 条第 4 項の規定により、下記の鳥獣保護区特別保護地区の指定について諮問します。

記

ちひろみさき
千尋 岬 特別保護地区

令和 7 年 2 月 12 日

高知県知事 濱 田 省 司



環境審議会諮問事項「鳥獣保護区特別保護地区の指定について」

1 趣旨説明

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下、「鳥獣保護管理法」という。）に基づき、都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、「鳥獣保護区」を指定することができるものと定められており、現在、県内に 53 か所の「鳥獣保護区」を指定しています。

また、「鳥獣保護区」の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を「特別保護地区」として指定することができ、県内に 10 か所の「特別保護地区」を指定しています。

これらの「特別保護地区」で、建築物等の新改築や水面の埋立て・干拓、立木竹の伐採など、鳥獣の保護繁殖に影響を及ぼす恐れのある行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要となります。

「特別保護地区」の存続期間は、当該「鳥獣保護区」の存続期間（10 年間）に合わせており、「千尋岬鳥獣保護区」に係る「千尋岬特別保護地区」の存続期間は、令和 8 年 11 月 14 日をもって満了します。

しかしながら、千尋岬特別保護地区は、多くの野生鳥獣の生息が確認され、今後も引き続き植生群落の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意すべき重要な区域です。

このため、関係者の意見も踏まえて、「指定」（指定期間：令和 8 年 11 月 15 日から令和 18 年 11 月 14 日まで）を行おうとするものです。

2 再指定予定の「鳥獣保護区特別保護地区」の概要

名称	区分	所在地	面積(ha)	指定始期
ちひろみさき 千尋 岬 特別保護地区	森林鳥獣生息地	土佐清水市	74	S56. 11. 15～

3 スケジュール

- 令和 7 年 2 月 12 日 環境審議会に諮問
- 令和 7 年 5 月～ 鳥獣の生息調査
- 令和 8 年 2 月 環境審議会自然環境部会で審議
- 令和 8 年 3 月 環境審議会でも答申
- 令和 8 年 8 月 高知県公報で告示

4 法的根拠

- 鳥獣保護管理法第 29 条第 1 項 特別保護地区の指定
- " 同条第 2 項 鳥獣保護区の存続期間の範囲内で定める特別保護地区の存続期間
- " 同条第 4 項 法第 4 条第 4 項の規定を準用（審議会の意見聴取義務）

高知県環境基本計画第五次計画 進捗管理シート 総括表

【 令和6年度の進捗状況 】

目 次

戦略1 地球温暖化への対策		1
戦略2 循環型社会への取組		5
戦略3 自然環境を守る取組		9
戦略4 地域資源を活かした産業振興		13
戦略5 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成と地域づくり		15
進捗状況の概括（重点施策を含む戦略に係る進捗状況のとりまとめ）		17
高知県環境基本計画第五次計画の主な普及啓発		20

【計画期間：令和3年度 ▶▶▶▶▶ 令和7年度】

[illegible]

事業概要	R6				R7の方向性	担当課
	インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)			
・県民運動による温暖化防止対策を推進するために、平成20年9月に設立した「県民会議」の県民部会、事業者部会、行政部会において、地球温暖化問題に対する県民の意識の向上と地球温暖化防止活動に取り組む県民の増加につなげるための活動を行う	・学校と連携した出前事業の実施(5/10) ・環境パスポートをアプリ化(10/1) ・マイボトルキャンペーンを実施(8/1～9/30) ・アプリ化キャンペーン第1弾(公共交通)を実施(10/1～11/30) ・こうちカーボンニュートラル推進フォーラム2024を開催(11/27)	・環境パスポートの登録者数2,520人[11月末時点]、アプリインストール数651人[11月末時点] ・環境パスポートマイボトルキャンペーン参加者73人 ・環境パスポートアプリ化キャンペーン第1弾参加者223人 ・こうちカーボンニュートラル推進フォーラム2024参加者(180名[速報値])	・環境パスポートのアプリ化や、公共交通を利用して二酸化炭素排出量削減を目指すキャンペーンにより、環境パスポートの登録者数が増加し、地球温暖化対策に取り組む県民の増加を促すことができた	・環境パスポートを活用した普及啓発を拡充させ、行動変容を促していく ・県民会議の事業者部会事務局に「脱炭素経営相談窓口」を設置し、より効果的に事業者のニーズを汲み取り、支援制度や施策の活用につなげていく	環境計画推進課	
・太陽光発電設備導入に関する補助金を交付し、再生可能エネルギーの導入を促進する ・地域における再生可能エネルギーの地産地消の推進	・住宅用太陽光補助金 R6(R5.12補正)予算額270,000千円(対前年比+251,700千円) ・事業者用太陽光補助金 R6(R5.12補正)予算額100,000千円(対前年比+52,000千円)	・R6.11月末時点で、住宅用太陽光の補助金を設置している市町村が29市町村に拡大(見込み含む)(対前年比+11) ※うち、県の補助金を活用しているのは、21市町村(見込み含む) ・令和6年11月時点で、事業者用太陽光補助金は10か所への支援を予定(対前年比+10) ・「再エネ100宣言 RE Action」に関して、進捗が伸びていない理由としては、メリットを感じる企業が少ないほか、登録制度自体に関して、県内事業者の認知が進んでいないことが原因と分析している	・県内市町村の住宅用太陽光補助金設置の気運が高まり、令和7年度はさらに設置市町村が増加する見込み ・進捗が目標どおり進んでいないことへの対策として、今後、県運用SNSや、脱炭素に関する事業者向けセミナーなどで「再エネ100宣言 RE Action」に係る情報の周知や制度に登録することのメリットなどを啓発するなどの取り組みを実施し、当該制度への県内事業者への参画を図る	・令和6年度に拡充した太陽光補助金と同規模の予算規模で継続して補助事業を実施。事業者用太陽光については、モデル的な事業者の拡大による県内事業者の機運醸成。住宅用太陽光については、県内全市町村の補助金設置を目指す(R6年度に住宅用太陽光の補助制度がないのは5市町村) ・住民や県内企業等に広く周知を行うこととしており、これまで多くの住民や事業者の方々を活用していただける様、広報活動を強化する。また、機運醸成に向け、より太陽光を導入することによるメリットに訴求した広報活動を行うなど工夫を行う	環境計画推進課	
・高知県気候変動適応センター(高知県衛生環境研究所)と連携し、県民・事業者・市町村に対し、本県における気候変動の影響及び適応に関する情報の収集・整理及び提供を行う	・HPでの情報発信【5回/5～8月】 ・市町村・小中学校への熱中症指数測定器の貸出制度の活用勧奨【5月】 ・熱中症対策啓発「うちわ」の制作(1,000枚)【6月】 ・小学生向け啓発冊子の増刷(1,000部)【6月】 ・気候変動の状況・適応策に関するパネル展示【2回/オーテピア・県庁本庁舎】 ・啓発イベント「ミライ地球ガチャ」の出演【7月/高知市・香美市】 ・気候変動・熱中症対策に関する高知市学校職員への講義【7月】 ・HPのリニューアル【11月】 ・気候変動・熱中症対策講演の実施に向けた相談【12月】 ・県民(特に高齢者、乳幼児等の熱中症弱者)への普及啓発をはじめとする対策の強化等について県庁内及び市町村への呼びかけを実施 ・令和6年4月に全面施行された改正気候変動適応法に基づく熱中症特別警戒情報等への対応に係る県庁内・市町村の体制整備の調整及び推進	・熱中症指数測定器の貸出【6件】 ・熱中症対策啓発「うちわ」の配付【496枚】 ・啓発イベント来場者【約420人】・アンケート回答者【116人】 ・啓発冊子の配付【小学生向け188部+幼児向け176部】 ・気候変動・熱中症対策の講演参加者【90人】 ・健康づくり団体の次年度啓発講演の内諾【2団体】 ・県内市町村における指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定【12市町157施設(9/25時点)】 ・熱中症特別警戒情報発表時の国・県・市町村の連絡網を整備、県庁内の対応体制を構築	・国の貸出しを受けて初出展した啓発イベント「ミライ地球ガチャ」の来場者アンケートの結果、ほぼ全員に気候変動に関する知識・関心の向上及び自分のできる適応に取り組みたいとの意向が確認され、十分な啓発効果があったことが確認できた ・イベント出展により、香美市・NPO環境の社こうち・こどもエコクラブ等、市町村や環境団体との連携が進展した ・クーリングシェルターの指定施設数が増加、熱中症特別警戒情報等への対応に係る体制整備が進んだ	・高知らしさを取り入れた「ミライ地球ガチャ」イベントグッズを制作し、県内数カ所でイベントを実施することにより、気候変動とその影響・対応に関する県民の認知度の向上、意識醸成を進める ・健康づくり団体の研修で講演を行うことにより、熱中症対策や気候変動に関する知識を付与し、団体の活動の中で住民に伝達する取組を進める ・熱中症対策について、関係部局や市町村等と連携し、普及啓発の強化やクーリングシェルターの指定数の増加を図っていく	環境計画推進課	
【こうち520運動の実施】 ・県庁職員(本庁・西庁・北庁)が月に2回(5日と20日)公共交通で通勤する520運動への参加を呼びかけ、公共交通の利用促進を通じてCO₂の削減につなげる	・庁内放送及び庁内掲示板による520運動の呼びかけ(4月～6月)	・職員の参加率は横ばいで、一定の数値から伸び悩んでいる	・庁内放送及び庁内掲示板による520運動の呼びかけ(4月～6月)を行ってきたが、公共交通の利用促進・啓発において、より効果的な取組を検討	・引き続き、交通事業者と連携し、公共交通の利用促進・啓発を推進するとともに、庁内の公共交通の利用促進・啓発においては、より効果的な取組に変更する		
【公共交通利用の広報・啓発】 ・7月～10月に公共交通をテーマにした子ども絵画作品を募集し、県民の公共交通を利用する機運を醸成する ・県内の小学生に、土日祝に現金でも割引運賃となるバス・でんしゃ割引バスポート※夏休み・冬休み・春休みに路線バスで利用できるバスキッズ定期券の案内チラシを配布して、公共交通への関心を深めてもらう ※ICカード「ですか」であれば、自動的に土日祝は割引料金で利用できる	・バス・でんしゃ割引バスポート、バスキッズ定期券のチラシの配布、小学生を対象にした公共交通に関する内容の絵画作品募集チラシの配布(6月末)	・子ども絵画コンテストの応募数71点 ・バスキッズ定期券の販売数128枚(JR四国バスを除く、11月30日までの販売枚数) ※夏休み等の休学期間中に使用できる小学生向けのバス乗り放題券	・小児のICカード利用者数について、令和5年度(7月～9月)と令和6年度(7月～9月)を比較すると、電車は増加傾向にあるものの、バスは減少傾向にあった	・令和5年度から令和6年度(7月～9月)の小児のICカードの利用者数は減少していることから、夏休み前に学校へ出前講座を行うなど、事業者と連携した取組を積極的に行う	交通運輸政策課	

戦略1 地球温暖化への対策

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標									
			目標指標	第五次計画基準値	第五次計画目標	R3 (初年度)	R4	R5	R6 (11月末時点)	第五次計画の目標に対する進捗度・理由		
										◎:順調に進んでいる ○:概ね進んでいる △:あまり進んでいない 空欄:評価できない		
6	当初	【1-5 都市のコンパクト化と公共交通ネットワーク形成】 1 都市のコンパクト化	「都市計画区域マスタープラン」の推進	—	—	計画の推進 (目標値設定なし)	—	—	—	—	○	都市計画基礎調査を計画的に実施し、市町の都市計画の適切な決定(変更)を支援している
		2 地域公共交通計画(地域公共交通網形成計画)に基づく取組の推進	「地域公共交通計画(地域公共交通網形成計画)」の着実な実行	—	—	計画の着実な実行 (目標値設定なし)	—	—	—	—	○	県計画に基づき、各取組が概ね計画どおり着手されている
8	当初	【1-6 省エネビル・住宅やZEB・ZEHの推進】 1 省エネ住宅の推進	こうちエコハウスへの来館者数	年間	949人 (R元)	1,000人 (毎年)	657人	345人	367人	279人	△	これまで駐車スペースであった空き地に近年住宅が建ち、駐車場台数も制限されるため、ホームページやSNSを活用しながら相談件数を増加させていくとともに、外部でのイベント等において積極的な普及活動を実施し、エコハウスへの誘導を図る
	9	当初										
10	当初	2 ZEB・ZEHの推進	戸建て新築件数に対するZEH補助金の交付決定シェア	—	2.1% (R元)	4% (R7)	2.7%	1.6%	2.1%	1.9%	○	補助金交付率は未達だが、新築戸建におけるZEH基準化率は40%程度と堅調
11	当初	【1-7 森林吸収源対策による温暖化防止】 1 持続可能な森林づくり	県内民有林の間伐面積	年間	4,693ha (R元)	5,200ha (毎年)	4,493ha	3,565ha	2,673ha	2,069ha	△	高齢林分への移行に伴い、保育間伐が減少している このため、森の工場の取組など森林の集約化を進め、間伐施業地の確保を進めている
	12	当初	2 高知県協働の森CO2吸収認証制度の推進	県内民有林の再造林面積	年間	250ha (R元)	630ha (R5)	299ha	342ha	294ha	236ha	△
13	当初	3 オフセット・クレジット制度の活用										

事業概要	R6			R7の方向性	担当課
	インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)		
・概ね20年後の都市の姿を展望したまちづくりを進めていくため、平成30(2018)年に改訂した「都市計画区域マスタープラン」に基づき、引き続き、都市のコンパクト化を目指し、市町と連携してまちづくりを進める	・都市計画区域を有する20市町を対象とした都市計画基礎調査を実施 ・市町が定める都市計画の適切な決定(変更)を支援	・都市計画区域における土地利用等の現状を把握 ・市町が定める都市計画の適切な運用	・市町における立地適正化計画策定に活用 ・市町が定める都市計画の適切な決定(変更)	・引き続き、都市計画区域マスタープランに基づき、市町と連携してまちづくりを進める	都市計画課
【県版地域公共交通計画に基づく取り組み】 ・持続可能な公共交通ネットワークの確立に向けて、令和4年度に策定した地域公共交通計画(高知県全域が対象)に基づく取り組みを実施する 【高知県東部広域地域公共交通網形成計画・嶺北地域公共交通網形成計画に基づく取り組み】 ・持続可能な公共交通ネットワークの確立に向けて、平成30年度に策定した広域的な地域公共交通網形成計画に基づく取り組みを実施する	・令和6年度に実施する具体的な取り組みを検討 ・地域別ブロック会幹事会の実施(嶺北5/28,幡多5/29,中央6/3・7/8,東部6/5,高幡西部7/9,高陵7/24,高吾北8/19)	・地域別ブロック会において、広域的な移動手段である地域間幹線バスの維持・確保、活性化に向けた課題や取組の方向性が共有された	・計画に基づく取組が進み、広域的な移動手段や交通ネットワークの維持・活性化が図られた	・県計画の枠組みの中で、引き続き県・市町村が一体となって広域的な移動手段の維持確保・活性化に取り組む体制を構築	交通運輸政策課
・省エネ住宅の推進のため、県民への省エネ住宅の普及啓発を市町村や事業者と連携を図りながら進める	①普及啓発用リーフレットの活用 ②ZEHの判断基準等に関する技術講習会を開催(初級編2回、実践編1回)	①普及啓発用リーフレットの配布 約1,560枚、ホームページへの掲載 ②講習会への参加 119事業者(速報値)	①②具体的な成果を示すことが困難	①省エネ住宅の推進のため、作成したリーフレットを活用しながら、引き続き県民への省エネ住宅の普及啓発を市町村や事業者と連携を図りながら進める ②住宅の省エネ化の有意性等に関する新たな普及啓発用リーフレットの作成を検討している ③ZEHの判断基準等に関する技術講習会を引き続き開催し、県内の事業者の省エネに関する技術力のさらなる向上を図る	住宅課
・環境共生型住宅モデルハウス「こうちエコハウス」の普及	・「こうちエコハウス」の管理委託し、木材利用総合窓口業務を実施(週5日開館) ・テレビ番組「おはようこうち」内で木造住宅や非住宅建築物等の広報を月2回実施	・木材利用総合窓口の利用件数 279件		・住宅及び非住宅建築物の木材利用を拡大するため、木材普及推進協会が行う木材利用総合窓口業務への支援を強化(大型商業施設内への設置)	木材産業振興課
・高効率機器への更新やZEB化などの建築物や設備の省エネ化の促進につながる普及啓発や支援を行う	・高知県地球温暖化防止県民会議(県民部会)における推進員への研修実施(6/11)	・高知県地球温暖化防止県民会議(県民部会)における推進員への研修実施 参加者:12名(6/11) ・省エネ診断の実施:計12社(11月末時点)	・事業者の省エネ化が促進された	・県民会議の事業者部会事務局に「脱炭素経営相談窓口」を設置し、より効果的に事業者のニーズを汲み取り、支援制度や施策の活用につなげていく	環境計画推進課
・林業事業者等による「森の工場」づくりをはじめ、森林環境税などを活用した間伐などへの支援を行い、森林整備を推進。また、一貫作業システムなど低コスト造林の推進、地域ぐるみでの再造林推進を行う	・造林事業等を活用し、森林の整備の支援 ・森林整備のPRを県HPや林業機関紙(2誌)及び市町村広報誌への掲載依頼 ・「増産・再造林推進協議会」を開催し地域ぐるみで再造林を推進 ・R5.9月に策定した「再造林推進プラン」に基づき、間伐、皆伐、再造林を一体的に促進する新たな森の工場の取組による林業適地への集中投資や、林業収支のプラス転換につながる先端林業機械の実証データの取得など、森林資源の再生産に向けた施策を展開	・間伐面積2,069ha(11月末(3四半期集計中、速報値))、再造林面積236ha(11月末(3四半期集計中、速報値))、HP広報掲載市町村12市町	・CO2吸収源として必要となる適正な森林の整備・管理が行われている	・森の工場の拡大や低コスト造林の推進とともに再造林基金を県内全域に展開し、目標の達成に繋げていく	木材増産推進課
・協働の森づくり事業で整備した森林のCO2吸収量を数値化し認証することを通じて、活動の成果を可視化して企業活動のPR等に使えるようにすることで、協定企業のモチベーションを向上させ、事業の認知度を高め、協働の森づくり事業による森林整備及び森林吸収源対策を推進する	・高知県CO2吸収認証制度運営委託契約(4/26) ・高知県CO2吸収専門委員会の開催(7/18)	・CO2吸収証書の発行(36件)	・森林整備面積(308.89ha)〈R5整備実績〉 ・CO2吸収量(7,674t-CO2)〈R5実績〉	・協働の森協定森林におけるJ-クレジット発行について、協定企業及び市町村とともに検討を進める ・植栽についてもCO2吸収量を認証するために数値化して、吸収証書を発行できる仕組みを構築する	林業環境政策課
・国のJ-クレジット制度を利用して、森林の適正な管理によるCO2の吸収量や、木質バイオマスを化石燃料に代替えたことによる削減量をクレジット化し、カーボン・オフセットを行う企業などに販売する	・オフセット・クレジット販売委託契約 4社	・委託販売量31t-CO2(11月末時点) ・エコプロ2024来場者数(63,303人)	・販売件数 53件(うち委託 1件)、販売量 604t-CO2(うち委託 31t-CO2)(11月末時点) ・新規のクレジット購入者数:法人3、個人1(11月末時点)	・引き続きメイン購買層である建設業者への販売促進を行うとともに他業種への販路拡大も目指す。そのために、関連するセミナー等との連携による発信や、環境先進企業(こうちSDGs推進企業等)などへの制度説明を実施し、制度の認知向上に努める	自然共生課

戦略2 循環型社会への取組											※「重点施策」を含む戦略を網掛けにしています				
整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標									R6	R7の方向性	担当課	
			目標指標	第五次計画基準値	第五次計画目標	R3 (初年度)	R4	R5	R6 (11月末時点)	第五次計画の目標に対する進捗度・理由					
										◎:順調に進んでいる ○:概ね進んでいる △:あまり進んでいない 空欄:評価できない					
24	当初	【2-4 廃棄物の適正処理と災害廃棄物の処理対策】 1 廃棄物の適正処理	適正処理講習会の開催回数	年間	3回 (R元)	3回 (毎年)	3回	3回	3回	3回	◎	3会場での講習会を開催した	環境対策課		
		2 災害廃棄物の処理対策	災害廃棄物処理広域ブロック協議会の開催(訓練を含む)	年間	3回 (R元)	3回 (毎年)	3回	4回	3回	2回	◎	関係機関と連携し、ブロック協議会等において、広域処理の検討ができてい		環境対策課	
26	当初	【2-5 リサイクル産業の振興】 1 リサイクル製品の認定と環境配慮型事業所の認定	リサイクル製品の認定数	累計	99件 (R元)	105件 (R7)	99件	100件	104件	104件	◎	新規申請4件(R6. 1月審査会予定)	環境対策課		
		2 グリーン購入の普及	環境配慮型事業所の認定数	累計	18件 (R元)	20件 (R7)	19件	19件	19件	19件	△	R3～R6新規申請0件 ★インプット欄に記載		環境計画推進課	
27	当初												環境計画推進課		

事業概要	R6			R7の方向性	担当課		
	インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)				
・福祉保健所毎の廃棄物等連絡協議会の活性化と地域団体とのネットワーク化による不法投棄対策や情報交換を図る ・排出事業者及び処理業者を対象に、廃棄物適正処理を理解してもらうため講習会を開催する ・処理許可業者等への立入検査・調査を行い適正処理指導を行う	・廃棄物適正講習会の開催	・廃棄物適正講習会の参加者133人(3地区)			環境対策課		
・一瞬に膨大な量が発生する災害廃棄物について、早期の復旧・復興に向けて、平時において広域処理体制の構築等を検討する	・各種会議(業務説明会、連携連絡会、ブロック協議会、研修会)を順次開催	・連携連絡会(参加者42人)、被災自動車研修会(参加者17人)、災害廃棄物処理広域ブロック協議会(2回)	・業務説明会の開催により、廃棄物にかかる業務への理解が深まった ・災害廃棄物処理広域ブロック協議会を軸として、二次仮置場候補地案の実行性の確保や担当職員のスキルアップのための取組などが進んでいる	・災害廃棄物の広域処理体制の構築、仮置場用地の確保、担当職員のスキルアップに向けた協議会や講演の開催などに引き続き取り組んでいく	環境対策課		
・廃棄物などの循環資源を利用し、県内で製造加工される優秀な「リサイクル製品」の普及とリサイクル事業者の育成 ・地域における循環型社会の形成等、循環型社会の形成に貢献する事業者の認定と育成	・リサイクル製品紹介パンフレットの配布 約2,600部 募集チラシの配布 2,700部 ・認定企業に対し、取材・記事作成事業への参加についての意向調査 ・パネル展示、図書連携展示の実施 ・制度愛称募集実施 ★知名度向上のための愛称募集や、認定事業者をPRするための取材記事作成等を実施し、認定を受けたいと思えるような活動を実施	・令和6年度の募集において、製品で4件の新規申請があった ・取材・記事作成事業への参加を希望する企業が11社あり、現在記事公開等、事業進行中 ・図書連携展示において、111冊の関連書籍の貸し出し ・愛称募集の結果、1,180件の応募があった	・パネル展示や図書連携展示を通じて一般県民への普及啓発ができた ・愛称募集では県外からの応募が多数あり、県外への普及啓発にもつながった	・一般県民が日常生活の中で利用でき、資源循環を実感できるようなリサイクル製品の掘りおこし	環境対策課		
・高知県庁グリーン購入基本方針に基づき、全庁的にグリーン購入を推進する。市町村役場においてもグリーン購入の取組を進めるため、情報提供やグリーン購入基本方針の策定支援等を実施する	・県内市町村におけるグリーン購入基本方針の策定状況について調査を実施 ・市町村に対して、自治体職員向けグリーン購入研修会への参加を呼びかけ	・グリーン購入の取組を実施している市町村数:21市町村(R6.3月末時点) (うち、グリーン購入基本方針策定済:15市町村)	・取組市町村の増加につながった ・庁内においては、昨年度策定した令和6年度グリーン購入実施計画に基づき、組織的にグリーン購入に取り組めた	・引き続き地球温暖化防止県民会議行政部会等を活用し、取組を呼びかけていくとともに、情報提供をはじめとした支援を行っていく	環境計画推進課		

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標								
			目標指標		第五次計画基準値	第五次計画目標	R3 (初年度)	R4	R5	R6 (11月末時点)	第五次計画の目標に対する進捗度・理由
											◎:順調に進んでいる ○:概ね進んでいる △:あまり進んでいない 空欄:評価できない
28	当初	【3-1 生物多様性うち戦略の推進】 1 希少野生動植物の保全 3 外来生物による被害防止 4 動植物の情報収集と標本の適正管理 5 海岸、海洋環境の保全	生物多様性の認知度	—	61.8% (H30)	80% (R5)	—	—	63.5%	次回調査時期検討中	次回調査時期検討中
			防護柵の設置と維持による植生回復状況	年間	77% (R元)	80% (毎年)	90.0%	84.6%	85.7%	R7.3月調査予定	実績値調査中
			食害拡大地域の現地調査か所数	年間	7か所 (R元)	5か所 (毎年)	8か所	9か所	5か所	R7.3月調査予定	実績値調査中
29	当初	2 野生鳥獣の保護・管理	ニホンジカの捕獲頭数	年間	19,414頭 (R元)	30,000頭 (～R3) 25,000頭 (R4～)	21,708頭	21,097頭	22,185頭	R7.7月調査予定	捕獲実施中
			絶滅種・絶滅危惧種などの数 (動物)	—	276種	増やさない	—	—	R9度末調査予定	R9度末調査予定	◎ 予定どおり調査を実施している
30	当初	6 漁場環境の保全	絶滅種・絶滅危惧種などの数 (植物)	—	717種	増やさない	—	721種	R12年度末調査予定	R12年度末調査予定	◎ 予定どおり調査を実施している
			【3-2 森林環境の保全】 1 協働の森づくり事業の推進 2 森林環境譲与税などの取組	協働の森づくり事業のパートナーズ協定締結数	累計	63件 (R元)	新規の増加更新の継続 (目標値設定なし)	66件	68件	70件	71件 (R6.12月末)
32	当初	【3-3 里地里山の保全】 1 集落活動センターの取組や移住の促進による里地里山の活性化	新規就農者数	年間	261人 (R元)	320人 (毎年)	213人	214人	215人	R7.5月調査予定	△ 資材価格の高騰により就農を躊躇するケースが多い(R5実績に対する進捗度)
			集落活動センターの設置数	累計	61か所 (R元)	80か所 (R6)	63か所	65か所	66か所	67か所	△ コロナ禍のため、地域での話し合いが進まず、センター設立が進まなかったため
34	当初	2 都市との交流による生物多様性の維持と地域活性化 3 環境に配慮した農業の推進と生き物の生息環境の確保									

事業概要	R6			R7の方向性	担当課
	インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)		
・自然環境や生物多様性に対する県民の理解を深め、環境保全に関する意識の高い人材を育成するとともに、地域の暮らしとの調和を図りながら貴重な自然環境の保全を實踐し、次世代に引き継ぐために、地域の自然環境について普及啓発を実施し、希少野生植物の保護、特定外来生物の駆除等保全活動を進める	・野生生物分布調査委託業務での植物調査の実施 ・希少植物食害防止対策委託業務でのモニタリング及び調査の実施 ・希少植物を守るための防護柵設置	・県民参加による特定外来種の防除活動、セミナー等の実施 のべ1,526人(4/1～12/7) ・県民参加による生物調査や特定外来種の防除活動の実施 ・県民参加による生物多様性保全活動の実施 ・希少植物食害防止対策に向けたモニタリングの実施	・自然環境や生物多様性に対する県民の理解促進、環境保全に関する意識の高い人材の育成、地域の暮らしとの調和及び貴重な自然環境の保全など、次世代に引き継ぐための継続的な取り組みを行うことにより、県民の自然環境や生物多様性に対する意識の向上が図れた	・引き続き動植物の保護対策を行うとともに自然環境や生物多様性に関する普及啓発を行うことで県民の理解を深め、環境保全に関する意識の高い人材を育成していく	自然共生課
・鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づき野生鳥獣の保護管理を行う	・捕獲の推進 狩猟期の捕獲支援(シカ個体数調整事業(31市町村)、森林環境保全対策シカ捕獲事業(8市町村)) わなの貸与(第二種特定鳥獣捕獲推進事業(18市町村)) 捕獲困難地での捕獲(指定管理鳥獣捕獲等事業(2地区)) ・狩猟者の確保・育成 わな猟体験ツアー(3回)、くくりわな製作講習会(8回)、マンツーマン技術指導(5回)、狩猟フェスタの開催(1回)、捕獲通知システム(ICT)勉強会開催(3回)	・捕獲の推進 狩猟期の捕獲支援(シカ個体数調整事業(31市町村、4,716頭)、森林環境保全対策シカ捕獲事業(8市町村と契約、実施中)) わなの貸与(第二種特定鳥獣捕獲推進事業(18市町村、1,389基を配布中)) 捕獲困難地での捕獲(指定管理鳥獣捕獲等事業(2地区、捕獲実施中)) ・狩猟者の確保・育成 わな猟体験ツアー(3回、48名)、くくりわな製作講習会(8回、実施中)、マンツーマン技術指導(5回、実施中)、狩猟フェスタの開催(来場者数2,352人)、捕獲通知システム(ICT)勉強会開催(3回、33人)	・狩猟期のシカ捕獲の支援による集約的なシカ捕獲などにより、参考として令和5年度は22,185頭を捕獲(令和6年度捕獲頭数はR7年7月集計) ・狩猟フェスタでの狩猟の魅力についてのPRやわな猟体験ツアー、くくりわな製作講習会等の実施により狩猟者の確保や狩猟の技術向上につなげている。また、捕獲通知システム等ICT機器の普及を図るため勉強会を開催し、効率的な捕獲の推進につなげている	・シカの年間捕獲目標頭数の達成に向けて、シカ個体数調整事業等の継続により捕獲頭数の底上げを図るとともに、依然として推定生息密度の高い状況にある地域において、更なる捕獲を推進するとともに、狩猟フェスタやわな猟体験ツアー等の開催を通して新規狩猟者の確保と捕獲技術の向上を図る。また、効率的な捕獲を実施するために、捕獲通知システム等ICT機器の活用を推進する	中山間地域対策課
・県下沿岸地域において、各地先の活動組織が藻場や干潟の造成活動等を行えるよう、各地先の活動組織をとりまとめる「高知県環境生態系保全対策地域協議会」に対して水産多面的機能発揮対策支援交付金を交付し、円滑な活動の実施を支援するほか、各漁業指導所が現場での活動支援を随時行う。また水産試験場では、天皇洲の干潟におけるアサリ個体数のモニタリングや県内定点の藻場被度調査を行う	・漁業指導所では、管内の各活動組織の取組支援や助言・指導を実施 ・水産試験場では、天皇洲を主とした浦ノ内湾におけるアサリ資源に関する調査を毎月実施 ・水産業振興課では、各地域の活動組織の取りまとめを担う地域協議会に対して補助金の交付を決定	・県内の各地域で行われている藻場や干潟の保全に係る取組(活動面積:藻場119.14ha、干潟36.9ha)を支援中。また水産試験場が天皇洲におけるアサリ調査や藻場定点調査を実施し、生息状況等を把握中(詳細は以下の通り) ・アサリ浮遊幼生調査:毎月採取して保存しているサンプルを1月～3月に分析予定 ・アサリ定点調査:4月～7月にかけてアサリが確認されたが、過去の調査と比較して減少していた。8月以降は、例年同様、食害の影響で確認されなくなった ・藻場モニタリング調査:7月に久通地区で実施したモニタリングについては、現在結果のとりまとめ中	集計中	・水産多面的機能発揮対策支援交付金を活用した藻場や干潟の保全に関する取組については、漁業指導所による各活動組織の取組支援や助言・指導と交付金の交付による活動支援を引き続き行う ・浦ノ内湾のアサリと須崎市の藻場についても、水産試験場による調査を継続し、調査結果の報告や取組に対する助言・指導を実施していく	水産業振興課
【協働の森づくり事業の推進】 ・協定企業のメリットのPRや、協定実績のない市町村への働きかけといった取組により、協働の森づくり事業を推進し、環境先進企業と地域とが協働した森林整備を推進する	【協働の森づくり事業の推進】 ・企業との交流活動(33件) ・新規協定締結に向けた協議・現地視察等(4件)	【協働の森づくり事業の推進】 ・協働の森 新規協定(1件)、更新協定(5件)(12月末時点) ・企業との交流活動(33件、1,502名)(12月末時点)	【協働の森づくり事業の推進】 ・協定締結数(45件)(12月末時点)	【協働の森づくり事業の推進】 ・庁内関係部局と情報共有を行うとともに、県内市町村とも連携をとり、協定の新規締結及び継続につなげていく	林業環境政策課
【森林環境譲与税などの取組】 ・令和元年に創設された森林環境譲与税を活用し、市町村は森林整備や林業者の育成を推進し、県はその取組を支援することで、地球温暖化の防止、自然災害の防止、国土の保全、水源のかん養機能など森林の有する多面的機能を発揮させる	【森林環境譲与税などの取組】 ・森林経営管理制度WGへの参加(6事務所×2回＝計12回) ・森林環境譲与税の執行率が低い市町村への訪問(9市町村)	【森林環境譲与税などの取組】 ・R6市町村森林環境譲与税予算化率:100.1%	【森林環境譲与税などの取組】 ・森林経営管理制度 意向調査実施予定面積:2,636.30ha 集積計画策定予定面積397.32ha	【森林環境譲与税などの取組】 ・森林管理システムWGなどの取組を通じて、市町村の森林環境譲与税の活用が進むよう、引き続き情報提供や助言を行う	
・県内外からのI・U・ターン者などによる自営就農や雇用就農などの担い手の確保を推進し、農地の集積や保全管理等を進める	・親元就農者への資金助成制度の創設(事業活用者:10名) ・相談会の開催・参加(県内:18回、県外:5回) ・34歳以下の若者に対する資金助成の拡充(事業活用者:11名)(対前年183%)	・就業相談者数:180名(県内60名、県外120名)(前年比108%)	・潜在層へのアプローチ等の取組により、就業相談者数は前年より増加している	・農業の職業としての魅力度向上と「農業という職業」の魅力を知ってもらう取組の強化により、新規雇用就農者の増加を図る	農業担い手支援課
・集落活動センターの設置、運営支援など、中山間地域におけるそれぞれの地域課題やニーズに応じて、地域住民が主体となって産業、生活、福祉、防災などの活動に取り組む仕組みづくりを推進	・センターの新規立ち上げに係るアドバイザーと地域本部との協議を実施(1回) ・相談会の開催・共有(2回) ・大学との連携:センターへの要望調査の結果、26センターから希望があり、6月から実施(6/15～) ・キッチンカーとの連携:センターの取組の活性化を目的にキッチンカーとの連携に向けた調整を実施	・大学と集落活動センターとの連携実施(20センター＝27件見込み) ・集落活動センター佐賀北部主催の「佐賀北部地域夏祭り」でキッチンカーのマッチング1件(8月) ・集落活動センター奥四万十の郷主催の「イチョウ祭り」でキッチンカーのマッチング1件(11月)	・6/26 集落活動センター奥物部開設(県内67ヶ所目) ・令和6年度中に3センター立ち上げ見込み(仁淀川町別枝、土佐市宇佐、津野町精華)	・引き続きセンターの設立に向けて各地域本部と情報共有を行いながら進めていく ・センターの新規立ち上げを支援する「集落活動センターステップアップ事業」の創設(補助メニューの追加) ・交流人口の増加や関係人口の創出を図るため、中山間地域と都市部の方々とつなぐマッチング事業の創設	中山間地域対策課
・本県の豊かな自然環境を利用した体験型観光を推進し、グリーンツーリズムなどを通して地域経済の活性化につなげる	・特定外来生物に関する情報を適宜、市町村や関係機関に周知・共有 ・特定外来生物の問い合わせ、相談等への対応(専門家等への引継ぎ) ・外来生物等の情報収集 ・県指定希少野生動植物捕獲許可等	・特定外来生物の問い合わせ、相談等への対応(専門家等への引継ぎ)(4～12月 相談件数 19件) ・県指定希少野生動植物捕獲許可等(4～12月 許可等件数 20件) ・サンジャクに係る情報提供(4～12月14件)	・特定外来生物、希少野生動植物等に関する情報を収集し、適宜、県民や市町村、関係機関に周知・共有を行うことにより、生物多様性に関する県民意識の向上及び生育環境の維持が図れた	・特定外来生物等に係る県民への啓発の継続 ・特定外来生物等に関する情報の市町村や関係機関への周知・共有による早期対応の継続 ・県立自然公園の適切な維持管理	自然共生課

戦略3 自然環境を守る取組											
整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標								
			目標指標		第五次計画基準値	第五次計画目標	R3 (初年度)	R4	R5	R6 (11月末時点)	第五次計画の目標に対する進捗度・理由
											◎:順調に進んでいる ○:概ね進んでいる △:あまり進んでいない 空欄:評価できない
35	当初	【3-4 清流の保全と流域の振興】 1 清流保全活動の推進	協働の川づくりパートナーズ協定締結数	累計	8件 (R元)	新規の増加 更新の継続 (目標値設定なし)	9件	8件	8件	9件	◎ 新規及び更新の合意に至っている
		2 協働の川づくり事業の推進									
36	当初	3 多自然川づくりの推進	おもてなしの水辺創成事業の実施	—	—	継続的な実施	—	—	—	—	○ 限られた予算の中で継続的な実施ができています
			環境配慮が必要な河川での「多自然川づくり」の実施	—	—	(目標値設定なし)	5か所	2か所	2か所	2か所	○ 継続的な予算を投入できている
38	当初	【3-5 快適な生活環境の確保】 1 大気、水質などの調査	公共用水域における水質汚濁に係る環境基準達成率	年間	97% (H30)	93% (毎年)	95.2%	98.4%	96.7%	R7.4月以降調査予定	○ 一部の地点を除き、県内の水域は令和3年度以降、連続して環境基準を達成しており、生活排水や事業場排水等が適切に管理されているため
		地下水における環境基準達成率	年間	99% (H30)	100% (毎年)	100%	100%	100%	100% (R6年夏速報値)	◎ 令和3年度以降、新たな地下水汚染は発見されず、連続して100%の環境基準達成率となったため	
39	当初	【3-6 公共工事などでの環境配慮】 1 道路工事での環境配慮	自然林の回復	年間	7,558㎡ (R元)	4,199㎡以上 (毎年)	8,137㎡	3,376㎡	2,724㎡	1,793㎡	△ 引き続き「道路構造物に係る標準設計マニュアル(高知県土木部道路課)」の基準のとおり、道路整備における景観に配慮した道路法面の保護工法として優先的に選定を行う
		2 多自然川づくりの推進【再掲】									
40	当初	3 治山・林道事業での環境配慮									
41	当初	4 環境配慮勉強会の実施 5 環境影響評価の適切な管理・運営	環境配慮勉強会の実施回数	年間	1回 (R元)	1回以上 (毎年)	0回	0回	0回	0回	△ 勉強会に代わる取組を実施(★アウトプットに記載)
42	当初										

事業概要	R6			R7の方向性	担当課
	インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)		
1 清流保全活動の推進 物部川清流保全計画、仁淀川清流保全計画及び四万十川流域振興ビジョンに基づき、各主体と連携した清流保全活動の実施や啓発、住民による取組を支援するとともに、それ以外の河川についても、各市町村や団体と連携しながら、活用・保全の取組を推進していく 2 協働の川づくり事業の推進 川の環境保全活動に関心のある企業と清流保全活動に取り組んでいるNPOなど、流域市町村、県とで「協働の川づくりパートナーズ協定」を締結し、一斉清掃や間伐、子どもたちを対象とした環境学習などの取組を協働で推進していく	・物部川清流保全推進協議会総会・幹事会・WG(計5回)、仁淀川清流保全推進協議会全体会・意見交換会(計3回)、高知県四万十川流域保全振興委員会・河川環境保全部会・視察会(計5回) ・農業濁水にかかる濁度調査(物部川、広見川・四万十川)農業濁水軽減実証実験の実施(1回) ・学校(小中高)における環境学習の支援(計24回) ・仁淀川一斉清掃(1回)、RAC川の安全教室の開催(1回)	・農業濁水にかかる濁度の把握(物部川 協議会調査(5地点):R6年4月 5回、R7年3月 3回(予定)、モニタリング調査(3地点):年4回 計12回、広見川・四万十川 R6年4～5月 6回、農業濁水実証実験(5/23 1回)) ・各河川流域関係者との協議(計13回) ・環境学習支援児童数 実人数568人 ・仁淀川一斉清掃参加者:342人	・清流保全意識の醸成及び清流保全の推進につながった ・市町村と協力した農業濁水軽減対策の実施、今後の検討につながった ・水環境関係者の相互理解を進めた ・第2次仁淀川清流保全計画(改訂3版)の完成	・清流の保全及び流域の振興に向け、各協議会等を開催し、関係者間で連携した取組を継続して実施	自然共生課
・河川工事のなかで、治水、維持管理、環境の両立を念頭に、水際(水から陸への境界域)、瀬、淵、砂州において、自然に近い環境が創出される配慮を伝統工法等にも留意して実施する	・河川整備費(環境系)の予算配分(4/1) 上八川川: 約 13,000千円 四万十川: 約 10,000千円	・上八川川 前年度に設置した魚道の効果検証業務の実施及び次年度魚道設置予定箇所の設計業務の実施 ・四万十川 アユ等の生物環境調査の実施	・上八川川 効果検証業務により前年度設置した魚道における魚類の遡上数が向上した ・四万十川 環境調査実施箇所において周辺生物が生きやすい環境条件を類推することができた	・上八川川 魚道の整備 N=1基 ・四万十川 令和6年度に調査した箇所の継続調査	河川課
・公共用水域における水質等環境調査や大気などの監視により生活環境の保全を図る	・委託業務関係 : 公共用水域水質調査委託業務・地下水水質調査委託業務・ダイオキシン類濃度調査委託業務 ・水質関係 : 公共用水域水質測定計画に基づく水質測定及び工場・事業場への立入検査の実施 ・大気関係 : 大気環境測定局での大気環境常時監視の実施、有害大気汚染物質モニタリング調査の実施、航空機騒音常時監視の実施	・水質汚濁防止法50件、大気汚染防止法8件の事業場に立入し、各法令についての対応状況の確認を実施し、必要に応じて指導等を実施した ・公害防止管理者研修会参加者57名に対して、水質汚濁防止法に関する改正について周知できた(同内容については環境対策課HPでも公開中)	・大気関係 : 監視結果を県ホームページや大気環境調査報告書として公表することで、県民や事業者に対し周知が図られた。事業場立入りにより事業者の有害物質の排出基準等に対する大気汚染防止法への遵守意識が醸成できた ・水質関係 : 公共用水域及び地下水の水質調査結果をとりまとめホームページで公表することで、県民や事業者に対し周知を図ることができた。事業場立入により事業者の排水等に対する水質汚濁防止法への遵守意識が醸成できた	・大気環境について、必要な監視を継続するため、調査の効率化を検討する ・公共用水域(河川、湖沼、海域)及び地下水の水質測定について、調査費用の高騰、県民の有機フッ素化合物への関心の高まりから、調査の効率化・重点化を検討する。地下水については新規井戸の掘り起こしなどを検討する ・ダイオキシン類常時監視について、他の地点と比べ高濃度傾向の地点を重点的に調査するなど効率的・効果的な監視を行えるように検討する ・水質汚濁防止法・大気汚染防止法により事業者の排水等に対する水質汚濁防止法への遵守意識を醸成できた	環境対策課
・道路工事により発生した切土法面を潜在自然植生を用いたポット苗工法により施工し、自然林の回復を行う	・工事により発生した切土法面保護工法として、種子を吹き付ける工法が経済的に安価となるが、潜在自然植生を用いたポット苗工法を基本工法として採用することで自然林を回復する (工事費で約1,900円/㎡、R6施工予定箇所(A=3,609㎡)合計で約685万円の追加費用を投入)	ポット苗工法により自然林を回復 ・R6.11月末 施工面積A=1,793㎡ ・R7.3月末 施工予定面積 A=3,609㎡	・令和6年度に施工予定のポット苗(A=3,609㎡)により、空気中のCO2吸収量が増加 (自然林が復元されれば、約138世帯が1日に排出するCO2(約1.3t)を1年間で吸収する)	・今後も「道路構造物に係る標準設計マニュアル(高知県土木部道路課)」の基準のとおり、道路整備における景観に配慮した道路法面の保護工法として優先的に選定を行う	道路課
整理番号37 に記載	整理番号37 に記載				河川課
・治山・林道事業に関しては、工事金額が8千万円以上について、文化環境システムにて検討を行う。また、林道工事については希少動物(クマタカ)の営巣地がある路線があるため、工事発注前にモニタリング調査を行い、アドバイザーの提言を受け事業を実施して行く	・令和6年度文化環境システム対象工事: R5(緑)3か所(治山)	・令和6年度文化環境システム対象工事: R5(緑)2か所(治山): R6.12月末時点	・緑化工法及び木柵の施工により周辺環境との調和を図るとともに、雨水による浸食及び土砂流出の防止が図れた	・治山・林道工事について、文化環境システム対象工事は環境配慮の検討を引き続き行っていく。また、文化環境システム対象外の工事についても、自然に優しく環境にも配慮し、木材を利用した工法や水生生物や小動物等に配慮した工法の採用を行っていく	治山林道課
4環境配慮勉強会の実施 環境負荷の軽減と地域文化の保存・活用を継続的に行うために、「文化環境評価システム」の運用を行うとともに、四万十川流域においては、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例第32条の規定に基づき、「高知県四万十川流域環境配慮指針」を策定し、流域の公共工事について、事業の計画から実施、管理の各段階ごとに生態系及び景観の保全への配慮を行う 5 環境影響評価の適切な管理・運営 大規模な開発事業を実施しようとする際に、あらかじめその事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者に調査、予測、評価を行わせ、その結果を公表して国民、県民等から意見を聴き、環境への適正な配慮を実施していく	・公共工事等における野生希少動植物への配慮について全庁通知 ・「(仮称)嶺北香美ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書」に係る環境影響評価技術審査会を開催	・文化環境評価システム対象工事(R6年度): 23件(見込み) ・「(仮称)嶺北香美ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書」に対する知事意見を提出(R7.2月) ・★環境配慮勉強会に代わる自主的な取組として、公共工事に関わる行政機関、学識者等から構成される連絡協議会において文化環境への配慮に関する情報共有が行われている(四万十川流域文化的景観整備等に関する専門家会議、2回、のべ52名)	・文化環境システムの改定、連絡協議会等の実施により、公共工事等における希少野生動植物への配慮について周知できた	・改定した文化環境評価システムに基づく登録対象事業の取組結果のまとめ及び当年度対象工事の登録を通じて環境への配慮を継続実施 ・環境影響評価手続の対象案件は法に則った手続を実施	自然共生課

戦略4 地域資源を活かした産業振興										※「重点施策」を含む戦略を網掛けにしています								
整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標							R7の方向性	担当課							
			目標指標	第五次計画基準値	第五次計画目標	R3 (初年度)	R4	R5	R6 (11月末時点)			第五次計画の目標に対する進捗度・理由						
43	当初	【4-1 本県の強みである恵み豊かな地域資源を活用した産業振興】 1 滞在型観光、体験型観光の推進	自然・体験型観光施設などの利用者数	年間	1,038千人 (R元)	1,141千人 (毎年)	1,400千人 (全38施設)	1,807千人 (全38施設)	2,122千人 (全38施設)	1,290千人 (全35施設)	◎：順調に進んでいる ○：概ね進んでいる △：あまり進んでいない 空欄：評価できない	連続テレビ小説「らんまん」の追い風を受けていた昨年度同時期比(R5.11月末時点で1,593千人)で約80%ほどとなっている。自然体験型観光施設の書き入れ時である8月には臨時情報の発令や台風停滞による集客数の落ち込みがあったことも大きな要因の一つ	【豊かな自然を活かした自然体験型観光施設等の整備】 ・観光振興推進総合支援事業費補助金による支援：12市町村17事業(交付決定済または採択済) ・地域観光振興交付金：2市、4事業(交付決定済) 【グリーン・ツーリズムの推進】 ・山岳観光をテーマとしたHPI「えい山歩記」のリニューアル公開(8/30) ・四国4県での協議会の実施(第1回：4/25 参加者：9名 第2回：11/14 参加者：8名) ・「思いっきり四国！88番やしの旅。」キャンペーンの事業開始(R6.8/1～R7.1/13まで開催) ・リーフレット委託契約(5/24付け)：(株)イーエーション ・ホームページ作成業務の委託契約(6/12付け)：四国工業写真株式会社 ・四国グリーン・ツーリズム推進協議会公式SNSでの情報発信事業 ※掲載先(SNS投稿日) ・室戸世界ジオパークセンター(4/19) ・四万十川ジップライン(5/24) ・フォレストアドベンチャー高知(8/21) ・汗見川ふれあいの郷清流館(7/17) ・西土佐環境文化センター 四万十楽舎(7/19) ・佐川おもちゃ美術館(8/21) ・四万十カヌーとキャンプの里かわらっこ(8/23) ・自然王国白滝の里(9/18) ・農家民宿くろうさぎ(9/20) ・お山の宿みちつじ(10/16) ・三島キャンプ場(10/18) ・土佐和紙工芸村くらうど(11/19) ・民宿 こんびら いろり宿(11/22) ・Hostel 東風ノ家 Kochino-ya(12/18) ・西島園芸団地(12/20) ※R7.3月まで掲載予定 ・実践者交流研修会の開催(11/14 参加者：41名)					
44	当初	2 自然公園の適正な管理と自然・体験型観光による利用促進					・豊かな自然を活かした自然体験型観光施設等の整備 ・グリーン・ツーリズムの推進	・県立自然公園等の風致維持のための許可等 ・高知県立月見山こどもの森、四国カルスト県立自然公園公園施設の管理運営 ・自然公園施設の改修、維持修繕	・月見山こどもの森 利用者数(11月末時点)14,089人、カルストテラス 入館者数(11月末時点)58,541人予定(未確定) ・自然公園等の施設改修ほか	・県立公園施設の利用者数は、昨年度より増えており、野外で自然に触れる利用者が増えている				・自然公園等を安全で快適に利用してもらうため、引き続き、改修、維持修繕等工事を行う	自然共生課			
45	当初	3 環境保全型農業の推進					病害版IPM技術の普及率	累計	—	58.1% (R7)				—	40.8%	45.1%	51.1%	○
46	当初	4 CLTなどによる県産材の利用促進	県有公共施設の木造率	年間	100% (R元)	100% (毎年)	100%	100%	100%	100% (暫定)	◎	木材利用に関する理解の醸成が図られており、建築物の木造化・木質化が促進されている	・建築物の木造化を推進するため、公共事業や公共施設での県産材の率先利用を促進するとともに、県産材を活用した住宅の建築を推進する ・新しい建築材料であるCLT等を活用した木造建築や低層非住宅の木造建築を推進するため、普及・技術取得及びCLT等木造建築の設計支援や、建築士・施工業者・施主を対象にした研修会に対して支援を行う	・こうちの木の住まいづくり助成事業説明会の開催(2回) ・CLT簡易住宅の展示(南喜ヶ峰森林公園)(通年) ・CLT建築推進協議会 第12回総会の開催(1回) ・CLT簡易住宅の防災フェスティバル等での展示(3回) ・構造見学会(2棟)の開催	・木造住宅の申請59件 ・防災イベント等でCLT簡易住宅展示(見学者444名) ・CLT・非住宅木造建築物の設計支援(申請3件)、非住宅建築物の木造化・木質化の支援(申請2件)	・県有施設の木造化・木質化(R5実績100%(棟数ベース))、戸建て住宅の木造化率(R5実績92.9%(棟数ベース))、CLT棟数57棟(R7.3月末見込み)、非住宅建築物の木造化率(R5実績15.7%(床面積ベース))	・国の支援事業と併用可能なメニューを設けることにより、外材から県産材への転換等を促し、県産木材の利用促進を図る ・環境不動産認証制度の見直し及び1号物件を活用したPRの強化を図る	木材産業振興課
47	当初	5 地域の未利用森林資源を有効活用した取組の推進											・木質バイオマス資源の有効利用を図るため、幅広い分野での木質バイオマスボイラーの導入及び木質バイオマス発電を促進するとともに、木質燃料の安定供給を推進する	・木質バイオマスエネルギー利用促進協議会運営委員会(1回)協議会(1回)の開催、木質バイオマスボイラーの導入促進のための補助事業を実施	・環境省事業により温浴施設用木質バイオマスボイラーを導入 1台(予定)	・木質バイオマスの年間利用量 R5実績253千m3	・木質バイオマスエネルギー利用促進協議会の会員と連携し普及拡大に向けた取り組みを行う	木材産業振興課
48	当初	6 CO2木づかい固定量認証制度の普及											・県産材を使用した建築物において、建築木材中のCO2固定量を数値化し、証書等を交付することで環境への貢献を身近に感じてもらう取組 また、県産材に限定することで、県産材の利用促進を図る	・高知県CO2木づかい固定認証制度についてホームページで紹介	・高知県CO2木づかい固定認証制度認証件数(12月末現在)181件 固定量1,333.6t-CO2 県産材使用量1,904.356㎡	・木づかい固定量認証制度について周知がされており、制度が浸透してきた	・木材利用が温暖化対策につながることを広くアピールし、引き続き県産材の利用を促進する	自然共生課
49	当初	7 漁村におけるサービス業の創出	県有公共施設の木造率	年間	100% (R元)	100% (毎年)	100%	100%	100%	100% (暫定)	◎	木材利用に関する理解の醸成が図られており、建築物の木造化・木質化が促進されている	・浦ノ内湾のアサリ資源を回復させるため、エイやクロダイ等の食害魚からアサリを守るための「被せ網」を敷設し、そのメンテナンスを行いながら、増殖したアサリ資源の有効活用についての検討を行う	・アサリ被せ網のメンテナンスの実施	・アサリ被せ網の交換(111枚)	・R6の資源量調査の結果、被せ網下のアサリの現存量が8トンと推定	・減少したアサリ資源量の回復 ・アサリ資源を活用した潮干狩り等の事業化に向けた地域の取組支援	水産政策課
50	当初												・あゆを観光や地域振興等に活用していくための指針である「第2期あゆ王国高知振興ビジョン」(R6.3月策定)に掲げる取組を推進	・PRイベントの開催(2回) ・SNSの投稿による情報発信(19件) ・インフルエンサーによる情報発信(2名) ・関東、関西でのメディアPRイベントの開催(各1回) ・あゆ釣り全国大会の誘致活動	・こうち天然あゆまつりに4,500人が来場、約1,500尾のあゆを販売 ・SNSの表示回数50,335回 ・インフルエンサー情報発信における投稿記事表示回数約10万回 ・関東及び関西メディア向けPR会の開催により15媒体で記事化 ・あゆ情報発信HPへのアクセス数約2万件(4～11月) ・仁淀川で第36回ダイワあゆマスターズ2024全国決勝大会を開催、PRブースに323人が来場	・高知の天然あゆの認知度が向上	・PRイベントのさらなる強化	水産業振興課
51	当初	8 再生可能エネルギーを活用して得られた利益の地域への還流											・県、市町村、県内事業者等の共同出資により設立した株式会社が、市町村所有で太陽光発電事業を行い、その売電した収益を、出資比率に応じて株主(県、市町村、民間事業者)へ配当する	・発電会社(全6社)の運営・進捗確認 ・株主総会を開催した6社のうち、6社の株主総会に出席、1社は書面開催	・R6発電電力量(11月時点)：8,939.521千kWh(R5年度通年：12,779.398千kWh)	・R6年度6社合計配当金：28,339,947円(R5年度：27,589,778円)	・発電開始から折り返し地点の10年目を迎え、機器の保守管理(機器の交換)や、固定価格買取期間の終了前までの10年間、買取料金から太陽光発電設備の廃棄費用等が控除される廃棄等費用積立制度の適用などに適切に対応していく	環境計画推進課

事業概要	R6			R7の方向性	担当課
	インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)		
・豊かな自然を活かした自然体験型観光施設等の整備 ・グリーン・ツーリズムの推進	【豊かな自然を活かした自然体験型観光施設等の整備】(11月末時点) ・観光振興推進総合支援事業費補助金による支援：12市町村17事業(交付決定済または採択済) ・地域観光振興交付金：2市、4事業(交付決定済)	【豊かな自然を活かした自然体験型観光施設等の整備】 ・観光振興推進総合支援事業費補助金による支援：12市町村17事業(全て整備中) ・地域観光振興交付金：2市、4事業(全て整備中) 【グリーン・ツーリズムの推進】 ・山岳観光をテーマとしたHP「えい山歩記」のリニューアル公開(8/30) ・四国4県での協議会の実施(第1回：4/25 参加者：9名 第2回：11/14 参加者：8名) ・「思いっきり四国！88癒やしの旅。」キャンペーンの事業開始(R6.8/1～R7.1/13まで開催) ・リーフレット委託契約(5/24付け)：(株)イーエーシー ・ホームページ作成業務の委託契約(6/12付け)：四国工業写真株式会社 ・四国グリーン・ツーリズム推進協議会公式SNSでの情報発信事業 ※掲載先(SNS投稿日) ・室戸世界ジオパークセンター(4/19) ・四万十川ジップライン(5/24) ・フォレストアドベンチャー・高知(6/21) ・汗見川ふれあいの郷清流館(7/17) ・西土佐環境・文化センター 四万十楽舎(7/19) ・佐川おもちゃ美術館(8/21) ・四万十カヌーとキャンプの里かわらっこ(8/23) ・自然王国白滝の里(9/18) ・農家民宿くろうさぎ(9/20) ・お山の宿みちづじ(10/16) ・三島キャンプ場(10/18) ・土佐和紙工芸村くらうど(11/19) ・民宿 こんぴら いろり宿(11/22) ・Hostel 東風ノ家 Kochi-no-ya(12/18) ・西島園芸団地(12/20) ※R7.3月まで掲載予定 ・実践者交流研修会の開催(11/14 参加者：41名)	【グリーン・ツーリズムの推進】 ・「思いっきり四国！88癒やしの旅。」キャンペーンの事業(10月末時点での応募総数191件) ・公式SNSでの情報発信事業昨年度より公式SNSへのリーチ数が増え、フォローも順調に増加している。(R6.12/25現在：フォロワー956人)	【豊かな自然を活かした自然体験型観光施設の整備】 ・周遊促進に繋がる観光施設の整備について、観光振興推進総合支援事業費補助金及び高知県地域観光振興交付金による支援を継続していく 【グリーン・ツーリズムの推進】 ・四国グリーン・ツーリズム推進協議会の取り組みを通じて、本県のグリーン・ツーリズムを四国各県と連携しながら引き続き推進していく	
・本県の豊かな自然環境を利用した体験型観光を推進するために、環境保全を図りつつ自然を楽しめる利用施設の整備と維持管理を行う	・県立自然公園等の風致維持のための許認可等 ・高知県立月見山こどもの森、四国カルスト県立自然公園公園施設の管理運営 ・自然公園施設の改修、維持修繕	・月見山こどもの森 利用者数(11月末時点)14,089人、カルストテラス 入館者数(11月末時点)58,541人予定(未確定) ・自然公園等の施設改修ほか	・県立公園施設の利用者数は、昨年度より増えており、野外で自然に触れる利用者が増えている	・自然公園等を安全で快適に利用してもらうため、引き続き、改修、維持修繕等工事を行う	自然共生課
・環境保全型農業が農業振興や農業生産の持続可能性の強化に波及するよう、IPM技術の普及拡大やGAP推進の取組などを進める	・IPM関係：前年度成績とりまとめ(13課題)。本年度実証展示ほを開始(6課題(米ナス常温煙霧含む)) ・GAP関係：GAP国際化対応に向けた関係機関との情報共有・協議(2回)、補助金交付によるGAP認証取得支援	・IPM関係：前年度の課題は予定どおり実証することができた ・GAP関係：現場の指導員と対応について意見交換できた。また、JAとも情報共有するとともに、対応について協議できた GAP認証取得を支援し、2戸で認証取得できた	・IPM関係：新たな品目での技術実証展示や常温煙霧の実証及び技術指導を通じて、新しいIPM技術に対する生産者の認識が高まった	・IPM関係：常温煙霧で利用できる農薬の適用拡大、IPM実証展示ほ設置による新たな品目・IPM技術の普及拡大 ・GAP関係：関係機関との協議結果等をもとに、国際水準GAPの取組を推進していく	環境農業推進課
・建築物の木造化を推進するため、公共事業や公共施設での県産材の率先利用を促進するとともに、県産材を活用した住宅の建築を推進する ・新しい建築材料であるCLT等を活用した木造建築や低層非住宅の木造建築を推進するため、普及・技術取得及びCLT等木造建築の設計支援や、建築士・施工業者・施主を対象にした研修会に対して支援を行う	・こうちの木の住まいづくり助成事業説明会の開催(2回) ・CLT簡易住宅の展示(雨喜ヶ峰森林公園)(通年) ・CLT建築推進協議会 第12回総会の開催(1回) ・CLT簡易住宅の防災フェスティバル等での展示(3回) ・構造見学会(2棟)の開催	・木造住宅の申請59件 ・防災イベント等でCLT簡易住宅展示(見学者444名) ・CLT・非住宅木造建築物の設計支援(申請3件)、非住宅建築物の木造化・木質化の支援(申請2件)	・県有施設の木造化・木質化(R5実績100%(棟数ベース))、戸建て住宅の木造化率(R5実績92.9%(棟数ベース))、CLT棟数57棟(R7.3月末見込み)、非住宅建築物の木造化率(R5実績15.7%(床面積ベース))	・国の支援事業と併用可能なメニューを設けることにより、外材から県産材への転換等を促し、県産木材の利用促進を図る ・環境不動産認定制度の見直し及び1号物件を活用したPRの強化を図る	木材産業振興課
・木質バイオマス資源の有効利用を図るため、幅広い分野での木質バイオマスボイラーの導入及び木質バイオマス発電を促進するとともに、木質燃料の安定供給を推進する	・木質バイオマスエネルギー利用促進協議会運営委員会(1回)協議会(1回)の開催、木質バイオマスボイラーの導入促進のための補助事業を実施	・環境省事業により温浴施設用木質バイオマスボイラーを導入 1台(予定)	・木質バイオマスの年間利用量 R5実績253千m3	・木質バイオマスエネルギー利用促進協議会の会員と連携し普及拡大に向けた取り組みを行う	木材産業振興課
・県産材を使用した建築物において、建築木材中のCO2固定量を数値化し、証書等を交付することで環境への貢献を身近に感じてもらう取組 また、県産材に限定することで、県産材の利用促進を図る	・高知県CO2木づかい固定認証制度についてホームページで紹介	・高知県CO2木づかい固定認証制度認証件数(12月末現在)181件 固定量1,333.6t-CO2 県産材使用量1,904.356㎡	・木づかい固定量認証制度について周知がされており、制度が浸透してきた	・木材利用が温暖化対策につながることを広くアピールし、引き続き県産材の利用を促進する	自然共生課
・浦ノ内湾のアサリ資源を回復させるため、エイやクロダイ等の食害魚からアサリを守るための「被せ網」を敷設し、そのメンテナンスを行いながら、増殖したアサリ資源の有効活用についての検討を行う	・アサリ被せ網のメンテナンスの実施	・アサリ被せ網の交換(111枚)	・R6の資源量調査の結果、被せ網下のアサリの現存量が8トンと推定	・減少したアサリ資源量の回復 ・アサリ資源を活用した潮干狩り等の事業化に向けた地域の取組支援	水産政策課
・あゆを観光や地域振興等に活用していくための指針である「第2期あゆ王国高知振興ビジョン」(R6.3月策定)に掲げる取組を推進	・PRイベントの開催(2回) ・SNSの投稿による情報発信(19件) ・インフルエンサーによる情報発信(2名) ・関東、関西でのメディアPRイベントの開催(各1回) ・あゆ釣り全国大会の誘致活動	・こうち天然あゆまつりに4,500人が来場、約1,500尾のあゆを販売 ・SNSの表示回数50,335回 ・インフルエンサー情報発信における投稿記事表示回数約10万回 ・関東及び関西メディア向けPR会の開催により15媒体で記事化 ・あゆ情報発信HPへのアクセス数約2万件(4～11月) ・仁淀川で第36回ダイワあゆマスターズ2024全国決勝大会を開催、PRブースに323人が来場	・高知の天然あゆの認知度が向上	・PRイベントのさらなる強化	水産業振興課
・県、市町村、県内事業者等の共同出資により設立した株式会社、市町村が有地で太陽光発電事業を行い、その売電した収益を、出資比率に応じて株主(県、市町村、民間事業者)へ配当する	・発電会社(全6社)の運営・進捗確認 ・株主総会を開催した6社のうち、5社の株主総会に出席、1社は書面開催	・R6発電電力量(11月時点)：8,939.521千kWh(R5年度通年：12,779.398千kWh)	・R6年度6社合計配当金：28,339,947円(R5年度：27,589,778円)	・発電開始から折り返し地点の10年目を迎え、機器の保守管理(機器の交換)や、固定価格買取期間の終了前までの10年間、買取料金から太陽光発電設備の廃棄費用等が控除される廃棄等費用積立制度の適用などに適切に対応していく	環境計画推進課

戦略5 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成と地域づくり											
整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標								
			目標指標		第五次計画基準値	第五次計画目標	R3 (初年度)	R4	R5	R6 (11月末時点)	第五次計画の目標に対する進捗度・理由
											◎:順調に進んでいる ○:概ね進んでいる △:あまり進んでいない 空欄:評価できない
52	当初	【5-1 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成】 1 幼少期、青少年期における環境教育の充実	生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数	累計	45人 (R元)	100人 (R5)	72人	91人	111人	118人	◎ リーダー養成講座受講者を中心に登録者が増えている
53	当初	1 幼少期、青少年期における環境教育の充実 2 環境学習を推進するための人材育成 3 環境保全活動を実践する人材の育成									
54	当初	3 環境保全活動を実践する人材の育成	こうち山の日県民参加支援事業の参加者数	年間	396人 (R元)	450人 (毎年)	595人	955人	1,150人	319人	○ 概ね目標を達成できる見込みであるため
55	当初		地球温暖化防止活動推進員のリーダーとなる「スーパー推進員」の養成	累計	14人 (R元)	17人 (R7)	19人	20人	22人	22人	◎ 目標を超えて養成ができています
56	当初	【5-2 環境を守り次世代へつないでいくための地域づくり】 1 学校や地域との協働による環境保全活動の促進	県民一斉美化活動の参加者数	年間	2,033人 (R元)	3,000人 (毎年)	1,396人	1,944人	1,617人	R7.2月 実施予定	2月に美化活動実施予定
57	当初	2 地域における環境学習の支援 3 環境学習や環境保全活動に関する普及啓発や情報提供	環境学習などの受講者数	年間	2,891人 (R元)	2,500人以上 (毎年)	2,376人	2,942人	2,221人	2,540人	◎ 学校における総合的な学習の時間での講師派遣の活用が進んだ
					15						

※「重点施策」を含む戦略を網掛けにしています					
事業概要	R6			R7の方向性	担当課
	インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)		
「総合的な学習の時間」や学校行事(2泊3日以上)、また団体・個人が実施する環境学習や団体が実施する1泊2日以上の自然体験型学習を通して、本県の豊かな森林環境を子どもたちに気付かせるための機会を増やす(山の学習支援事業費補助金)	・市町村、市町村教育委員会、各関係団体等へ文書送付、HP等での募集の周知	・山の学習支援申請数89校、山の一日先生派遣申請団体数10団体、宿泊型自然体験学習(学校行事)申請数6校、宿泊型自然体験学習(学校行事以外)申請団体数4団体(R6.10月末時点)	・山の学習支援事業の申請数は89校でR5年度と同数であるが、児童・生徒数は865人増加した。また山の一日先生派遣申請団体数の増加により、活動地域や内容に広がりが見られる	・申請が低調な事業については、活用しやすいような補助要件に見直していく	林業環境政策課
1 幼少期、青少年期における環境学習の充実 ・学習プログラムリスト(小学校向け、中学校向け、高等学校向け)の作成・配布、環境絵日記コンテスト、こどもエコクラブ事業(高知県環境活動支援センター実施委託業務) 2 環境学習を推進するための人材育成 ・環境学習講師の紹介・派遣(高知県環境活動支援センター実施委託業務) ・生物多様性こうち戦略推進リーダー登録制度 3 環境保全活動を実践する人材の育成 ・生物多様性こうち戦略推進リーダー養成講座・現場活動ツアーの実施(高知県環境活動支援センター実施委託業務)	1 幼少期、青少年期における環境学習の充実 ・学習プログラムリスト(小学校向け、中学校向け、高等学校向け)の作成・配布、環境絵日記コンテスト、こどもエコクラブ事業(高知県環境活動支援センター実施委託業務) 2 環境学習を推進するための人材育成 ・環境学習講師の紹介・派遣(高知県環境活動支援センター実施委託業務) ・生物多様性こうち戦略推進リーダー登録制度 3 環境保全活動を実践する人材の育成 ・生物多様性こうち戦略推進リーダー養成講座・現場活動ツアーの実施(高知県環境活動支援センター実施委託業務)	・推進リーダー養成講座の受講者数(のべ19名) ・学習プログラムリストを活用した環境学習の受講者数(870人 ※R6.11月末時点) ・環境絵日記コンテストの参加校(86校)、応募作品数(3,182作品)	・学習プログラムリストを活用した環境学習を推進できた ・環境絵日記コンテストを通して、県内多くの子どもたちに環境への意識を育んでもらえた	・引き続き、学習プログラムリストを活用した環境学習を推進し、環境絵日記コンテストを通して、県内多くの子どもたちに環境への意識を育んでもらうとともに、観光ガイド、地域おこし協力隊や教員など、指導や活動の機会のある方々を対象にリーダー養成講座等の受講を周知し、高知の自然や生物多様性に関する知識を持った人材の増加を図る	自然共生課
・人と木の共生を基本理念とした「木の文化構想」の一環として、県民一人ひとりに森林や山を守る活動の重要性に対する理解と関心を深めてもらうため、幅広く県民からの参加を募る森林保全ボランティア活動などの取組を実施する	・森林保全ボランティア団体による県民参加のボランティア活動、HPによる広報、ボランティアネットワーク強化等の実施委託(R6.4/1契約) ・森林環境学習フェア等開催委託(R6.6/10契約)	・森林保全ボランティア団体による県民参加のボランティア活動：23回、参加者：319人(R6.11月末現在) ・森林保全ボランティア団体等への訪問箇所数：9か所 ・森林環境学習フェア来場者数：6,388名	・森林保全ボランティア団体による県民参加のボランティア活動(R5：8団体→R6：13団体(R6.11月現在)) ・森林環境学習フェアについては、県立林業大学のステージ出演や、森林保全ボランティアの活動紹介などにより、来場者が森林環境保全への理解を深めることに繋がった。一方、来場者数についてはR5より大幅減となった(2日間のうち1日は雨天) ・森林環境保全バスターでは、土佐町の地域おこし協力隊の協力により、丸太切り体験など、林業の現場と関連した体験が実施できた	・事業を活用する森林保全ボランティア団体の増に向けて、引き続き団体の掘り起こしや活動の活性化に取り組む ・森林環境学習フェアについては、関係者間で反省会の実施を予定しており、来場者数の増加に向けた対策を検討のうえ、R7のプロポーザル要件や仕様書へ反映させる(R7年度は、11/1-2で開催予定)	林業環境政策課
・地球温暖化防止活動推進員の活用推進	・地球温暖化防止活動推進員の募集、県HPや広報誌への掲載等により周知を実施(6/1～7/31) ・推進員研修「スキルアップセミナー」の実施(6/11) ・学生推進員研修「四国エコサミット」の実施(7/13～14) ・高知県・香川県合同学生推進員研修の実施(9/7～9) ・推進員研修「フォローアップセミナー」の実施(9/28)	・新規推進員5名を委嘱(合計43名) ・推進員研修「スキルアップセミナー」参加者9名 ・学生推進員研修「四国エコサミット」参加者10名 ・高知県・香川県合同学生推進員研修 参加者1名 ・推進員研修「フォローアップセミナー」参加者7名	・既に活動されている推進員を対象とした、推進員研修「スキルアップセミナー」ではZEHに関する講義と実際に施設を視察することで、断熱住宅等に関する知識が身に付き、イベント会場などでも活用した。新規推進員を対象とした推進員研修「フォローアップセミナー」においては、既存の推進員も参加し、意見交換などを行ったことをきっかけに現在「推進員の会」としてイベント会場で実施する啓発のプログラムを検討するなどに繋がった ・学生推進員については、他校・他県との学生が集う学生推進員研修「四国エコサミット」などをきっかけに活動に対するモチベーションがアップし、高知県地球温暖化防止活動推進センター及び高知県地球温暖化防止県民会議等の取組への参加機会が増えている	・高知県地球温暖化防止活動推進センターと連携しながら、地球温暖化防止県民会議行政部会等を活用して県内市町村に推進員の推薦を呼びかけるなどにより新規推進員の増員を図っていくとともに、セミナー等の実施を通して、推進員のスキルアップや活動支援を行っていく	環境計画推進課
・地域の美化活動を実施する団体への支援と県民との協働による不法投棄の防止や美化活動の促進 ・ボランティアの拡充、県民等の美化活動の支援、県民一斉美化活動月間の取組の推進、美化啓発及び広報活動	・美化活動に取り組む県民、市町村への資材の提供をHPにて周知 ・第4四半期以降、新聞広告掲載、公共交通機関(バス・電車)内広告掲載、ホームページ掲載等による活動のPRを実施予定	・地域の美化活動に取り組む個人・団体に資材(ビニール袋、軍手、火ばさみ)を提供又は貸出	・美化活動に対する県民意識の向上や「清潔で美しい高知県をつくる条例」が目指す清潔で美しい県土づくり等関係者と相互協力関係を構築し、県民及び事業者等に対して活動の浸透を図っている	・「清潔で美しい高知県をつくる条例」が目指す清潔で美しい県土づくりに向け、引き続き市町村等関係者と相互協力関係を構築し、県民及び事業者等に対して活動の浸透を図っていく	環境対策課
2 地域における環境学習の支援 ・環境学習講師の紹介・派遣、学習プログラムリスト(社会人向け)の作成・配布(高知県環境活動支援センター実施委託業務) 3 環境学習や環境保全活動に関する普及啓発や情報提供 ・ホームページやメールマガジン等による環境活動情報・助成金情報等の提供、生物多様性こうち戦略推進リーダー活動報告会の開催、生物多様性の普及・啓発を目的とする表彰事業「ふるさとのいのちをつなぐ こうちプラン大賞」の実施(高知県環境活動支援センター実施委託業務)	・環境学習講師の紹介・派遣(84件・111人)・情報発信：メールマガジン(34回)、Facebook(31回)、Instagram(26回)、X(2回) ・県内の全小中学校及び教育委員会、高等学校へ事業案内資料を送付 ・「ふるさとのいのちをつなぐ 生物多様性こうちプラン大賞」交流会・選考会の開催	・環境学習の受講者数(2,540人R6.11月末時点) ・「ふるさとのいのちをつなぐ 生物多様性こうちプラン大賞」選考会の応募件数(9件)	・学校をはじめとした地域における環境学習を支援するとともに、適時の情報発信や関係者・関係団体の交流を行うことができた	・引き続き、高知県環境活動支援センターによる環境学習の支援、環境保全活動の情報提供、普及啓発を通じて、環境への関心を喚起するとともに、一般の方々にさらに関心を持ってもらえる効果的な広報手段を検討していく	自然共生課

※「重点施策」を含む戦略を網掛けにしています

進捗状況の概括（重点施策を含む戦略に係る進捗状況のとりのまとめ）

戦略1 地球温暖化への対策

【全体評価】概ね順調な指標はあるものの、全体としては引き続き対策を強化していく必要がある

※「評価」は、「達成率」を基準として、80％以上：◎、60％以上：○、60％未満：△としている。戦略2～5も同様の基準で評価する。
なお、R6（11月末時点）の実績値が確認できない項目及び目標数値が設定されていない項目は、空欄にしている。

戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標									
	目標指標		第五次計画 基準値	第五次計画 目標	R3 (初年度)	R4	R5	R6 (11月末 時点)	達成率	評価
【1-1 県民総参加による地球温暖化防止活動の拡大】	県内の温室効果ガスの排出量 ※基準年（平成25（2013）年度）	年間	24.1％ 削減 （R元）	47％以上 削減（R12）	R6 調査	R7 調査	R8 調査	R9 調査		
1 県民会議による取組 2 地球温暖化対策に関する効果的な情報発信	エコアクション21の認証・登録事業者数	累計	242社 （R元）	270社 （R7）	220社	211社	191社	188社	70％	○
	地球温暖化対策を何もしない人の割合 ※県民世論調査における回答率	—	9.1％ （R元）	5％未満 （R7）	7.1％	7.8％	5.3％	—		
【1-2 再生可能エネルギー導入への支援】	住宅用太陽光発電の普及率	累計	8.7％ （R元）	11.1％ （R7）	9.5％	10.0％	10.3％	10.5％	95％	◎
1 地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進 2 地域社会に根ざした電源の導入促進と活用 3 分散型電力ネットワークの構築に向けた環境整備と地域新電力の設立支援 4 自家消費型発電設備の導入促進と電力需給調整力の確保 5 その他のエネルギーの普及促進	住宅用蓄電池・V2Hの導入件数	累計	—	500件 （R7）	—	—	—	—		○
	民間事業所の太陽光発電設備及び蓄電池の導入件数	累計	—	25件 （R7）	4社	13件	18件	28件	112％	◎
	小水力発電や木質バイオマス発電の事業計画数	累計	—	3件 （R7）	—	—	—	—		
	地域新電力会社の設立件数（小売電気事業者の設立件数）	累計	—	3件 （R7）	1件	1件	3件	3件	100％	◎
	「再エネ100宣言 RE Action」に参加する県内企業数	累計	—	20社 （R7）	1社	1社	1社	1社	5％	△
【1-3 気候変動の影響への適応】	気候変動の影響への「適応策」の推進	—	—	計画の推進	—	—	—	—		
1 地球温暖化の影響への適応										
【1-4 公共交通機関の利用促進によるCO2削減】	県庁職員の520運動への参加率	年間	29.9％ （R元）	39％ （R12）	32％	17％	21％	—		
1 公共交通機関の利用促進										
【1-7 森林吸収源対策による温暖化防止】	県内民有林の間伐面積	年間	4,693ha （R元）	5,200ha （毎年）	4,493 ha	3,565 ha	2,673 ha	2,069 ha	40％	△
1 持続可能な森林づくり 2 高知県協働の森CO2吸収認証制度の推進 3 オフセット・クレジット制度の活用	県内民有林の再造林面積	年間	250ha （R元）	630ha （R5）	299ha	342ha	294ha	236ha	37％	△

戦略2 循環型社会への取組

【全体評価】全体としては順調に進捗している

戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標									
	目標指標		第五次計画 基準値	第五次計画 目標	R3 (初年度)	R4	R5	R6 (11月末 時点)	達成率	評価
【2-1 3Rの推進】	一般廃棄物の排出量	年間	252千t （R元）	231千t （R7）	242千t	238千t	R7.3月 集計	R7 調査		
1 リデュースに関する普及啓発 2 リユース、リサイクルに関する普及啓発 3 食品ロス削減に向けた取組の推進	一般廃棄物のリサイクル率	年間	20.2％ （R元）	25％ （R7）	20.3％	20.1％	R7.3月 集計	R7 調査		
	県民一人当たりの1日分の家庭ごみの排出量（一般廃棄物）	年間	600g （R元）	537g （R7）	599g	590g	R7.3月 集計	R7 調査		
【2-2 プラスチックごみ対策】	リバーボランティアによる清掃活動の実施	—	—	継続的な実施	—	—	—	—		
1 プラスチック資源の効果的な分別回収 2 自発的な清掃活動への支援と河川ごみマップの作成・更新 3 海岸漂着ごみのモニタリング調査										
【2-4 廃棄物の適性処理と災害廃棄物の処理対策】	適正処理講習会の開催回数	年間	3回 （R元）	3回 （毎年）	3回	3回	3回	3回	100％	◎
1 廃棄物の適正処理 2 災害廃棄物の処理対策	災害廃棄物処理広域ブロック協議会の開催（訓練を含む）	年間	3回 （R元）	3回 （毎年）	3回	4回	3回	2回	67％	○

戦略3 自然環境を守る取組

【全体評価】全体として順調に進捗している

戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標									
	目標指標		第五次計画 基準値	第五次計画 目標	R3 (初年度)	R4	R5	R6 (11月末 時点)	達成率	評価
【3-1 生物多様性こうち戦略の推進】	生物多様性の認知度	—	61.8％ （H30）	80％ （R5）	—	—	63.5％	次回調査 時期検討中		
1 希少野生動植物の保全 2 野生鳥獣の保護・管理 3 外来生物による被害防止 4 動植物の情報収集と標本の適正管理 5 海岸・海洋環境の保全 6 漁場環境の保全	防護柵の設置と維持による植生回復状況	年間	77％ （R元）	80％ （毎年）	90.0％	84.6％	85.7％	R7.3月 調査		
	食害拡大地域の現地調査か所数	年間	7か所 （R元）	5か所 （毎年）	8か所	9か所	5か所	R7.3月 調査		
	ニホンジカの捕獲頭数	年間	19,414頭 （R元）	30,000頭 （～R3） 25,000頭 （R4～）	21,708 頭	21,097 頭	22,185 頭	R7.7月 調査		
	絶滅種・絶滅危惧種などの数（動物）	—	276種	増やさない	—	—	R9度末 調査	R9度末 調査		
	絶滅種・絶滅危惧種などの数（植物）	—	717種	増やさない	—	721種	R12度末 調査	R12度末 調査		
【3-4 清流の保全と流域の振興】	協働の川づくりパートナーズ協定締結数	累計	8件 （R元）	新規の増加 更新の継続	9件	8件	8件	9件		
1 清流保全活動の推進 2 協働の川づくり事業の推進 3 多自然川づくりの推進	おもてなしの水辺創成事業の実施	—	—	継続的な 実施	—	—	—	—		
	環境配慮が必要な河川での「多自然川づくり」の実施	—	—	継続的な 実施	5か所	2か所	2か所	2か所		
【3-6 公共工事などでの環境配慮】	自然林の回復	年間	7,558㎡ （R元）	4,199㎡以上 （毎年）	8,137 ㎡	3,376 ㎡	2,724 ㎡	1,793 ㎡	47％	△
1 道路工事での環境配慮 2 多自然川づくりの推進【再掲】 3 治山・林道事業での環境配慮 4 環境配慮勉強会の実施 5 環境影響評価の適切な管理・運営	環境配慮勉強会の実施回数	年間	1回 （R元）	1回以上 （毎年）	0回	0回	0回	0回	0％	△

戦略4 地域資源を活かした産業振興

【全体評価】全体として順調に進捗している

戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標									
	目標指標		第五次計画 基準値	第五次計画 目標	R3 (初年度)	R4	R5	R6 (11月末 時点)	達成率	評価
【4-1 本県の強みである恵み豊かな地域資源を活用した産業振興】	自然・体験型観光施設などの利用者数	年間	1,038千人 （R元）	1,141千人 （毎年）	1,400 千人	1,807 千人	2,122 千人	1,290 千人	113％	◎
1 滞在型観光、体験型観光の推進 2 自然公園の適正な管理と自然・体験型観光による利用促進 3 環境保全型農業の推進 4 CLTなどによる県産材の利用促進 5 地域の未利用森林資源を有効活用した取組の推進 6 CO2木づかい固定量認証制度の普及 7 漁村におけるサービス業の創出 8 再生可能エネルギーを活用して得られた利益の地域への還流	病害版IPM技術の普及率	累計	—	58.1％ （R7）	—	40.8％	45.1％	51.1％	88％	◎
	県有公共施設の木造率	年間	100％ （R元）	100％ （毎年）	100％	100％	100％	100％ （暫定）	100％ （暫定）	◎

【全体評価】全体として順調に進捗している

戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標									
	目標指標		第五次計画 基準値	第五次計画 目標	R3 (初年度)	R4	R5	R6 (11月末 時点)	達成率	評価
【5-1 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成】	生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数	累計	45人 (R元)	100人 (R5)	72人	91人	111人	118人	118%	◎
1 幼少期、青少年期における環境教育の充実	こうち山の日県民参加支援事業の参加者数	年間	396人 (R元)	450人 (毎年)	595人	955人	1,150人	319人	70%	○
2 環境学習を推進するための人材育成	地球温暖化防止活動推進員のリーダーとなる「スーパー推進員」の養成	累計	14人 (R元)	17人 (R7)	19人	20人	22人	22人	129%	◎
3 環境保全活動を実践する人材の育成										
【5-2 環境を守り次世代へつないでいくための地域づくり】	県民一斉美化活動の参加者数	年間	2,033人 (R元)	3,000人 (毎年)	1,396人	1,944人	1,617人	R7.2月 実施		
1 学校や地域との協働による環境保全活動の促進										
2 地域における環境学習の支援										
3 環境学習や環境保全活動に関する普及啓発や情報提供	環境学習などの受講者数	年間	2,891人 (R元)	2,500人以上 (毎年)	2,376人	2,942人	2,221人	2,540人	102%	◎

高知県環境基本計画第五次計画の主な普及啓発

1 県民への普及啓発

県民が役割を果たしていくために、県民の役割の必要性を県ホームページやFacebookなどのSNSを使った情報発信、「高知県環境活動支援センターえこらぼ」との連携による情報発信や人材育成、チラシやパンフレットの配付により周知し、県民の行動変容を促す。

令和6年度実績

- ・環境パスポートの運用：登録者 2,520 人（R5：1,692 人）
- ・こうちカーボンニュートラル推進フォーラム 2024 の開催：参加者数 180 人
- ・省エネ住宅推進のための普及啓発用リーフレットの配布：約 1,560 枚（R5：2,535 枚）
- ・エコプロ 2024 出展（12/4-6）：総来場者数：63,303 人（R5：66,826 人）
- ・リサイクル認定製品、3R、海洋ゴミに関する連携図書展示：貸出冊数 111 冊
- ・陸域由来の海洋ごみ削減の PR 広告実施：表示回数 80,485 回（9/20-10/15）
- ・てまえどり啓発キャンペーンの実施：参加店舗数 県内量販店・コンビニ計 398 店舗（R5：計 412 店舗）
- ・仁淀川一斉清掃：参加者 342 人（R5：355 人）
- ・リサイクル製品紹介パンフレットの配布：約 2,600 部（R5：2,600 部）
- ・狩猟フェスタ開催：来場者 2,352 人（R5：1,260 人）
- ・あゆ情報発信 HP へのアクセス数約 2 万件（R5：約 2.8 万件）
- ・こうち天然あゆまつり：来場者数 4,500 人
- ・四国グリーン・ツーリズム推進協議会公式 SNS での情報発信
- ・森林保全ボランティア団体による県民参加のボランティア活動：23 回（R5：68 回）、参加者 319 人（R5：1,150 人）
- ・第 5 回森林環境学習フェアの開催（10/26-27）：来場者 6,388 人（R5：11,212 人）
- ・環境学習や環境保全活動に関する情報発信：メールマガジン 34 回・Facebook31 回・Instagram26 回・X 2 回

2 事業者の活動支援

環境保全と創造に関する地域の課題を解決するために実施する取組の支援を行う。また、企業が行う環境問題を意識してもらうための研修会などに対し、適切な環境学習講師の紹介・派遣を行う。

令和6年度実績

- ・太陽光発電設備導入に関する補助金による導入支援 10 か所（予定）
- ・「こうち脱炭素チャレンジ（CO2 排出量等の見える化支援）」 参加 39 社
- ・省エネ診断の実施 12 社（R5：14 社）
- ・高知県環境活動支援センターえこらぼによる環境学習講師の派遣

3 環境活動団体の活動支援

地域の清掃活動や環境学習会といった環境保全活動などを実施する活動の支援を行う。

令和6年度実績

- ・廃棄物適正処理講習会の開催：参加者数 133 人（R5：138 人）
- ・狩猟期の捕獲支援
- ・リバーボランティアの清掃活動を支援（消耗品の配布、傷害・賠償責任保険の加入）
- ・県内の藻場や干潟の保全に係る取組を支援
- ・生物多様性こうち戦略推進リーダー養成講座：受講者数のべ 19 人（R5：23 人）
- ・地球温暖化防止活動推進員の活用

4 教育機関での環境教育の充実

地球温暖化問題、循環型社会の構築、生物多様性の損失といった環境問題に対して、県民一人ひとりが行動していくことの必要性を伝えていくため、学校における環境学習への助言、環境学習講師の紹介・派遣の支援を行う。また、学校の学習内容に対応しやすいプログラムを紹介するパンフレットを作成するなど、環境学習機会の提供を促進する。

令和6年度実績

- ・子ども絵画コンテスト（公共交通）の実施：応募数 71 点（R5：59 点）
- ・県内の全小学生にバス・でんしゃ割引パスポート、バスキッズ定期券の広報チラシの配布
- ・学習プログラムリストを活用した環境学習：受講者 870 人（R5：739 人）
- ・環境絵日記コンテストの開催：参加校 86 校、応募作品数 3,182 作品（R5：参加校 86 校、応募作品数 3,816）
- ・環境学習支援：児童数 568 人

5 研究機関との連携

大学や高等専門学校、植物園、動物園を含む博物館などの研究機関は、環境問題に関する様々な研究を行っていることから、研究機関と連携した取組の促進や支援を行う。

令和6年度実績

- ・高知県気候変動適応センターと連携した普及啓発
啓発冊子を配布：小学生向け 188 部、幼児向け 176 部
啓発イベント：来場者数約 420 人

6 市町村との連携

県が実施する事業や補助制度の周知など、環境保全に関する情報共有や、市町村が実施する取組の支援を行う。

令和6年度実績

- ・高知県地球温暖化防止県民会議行政部会での情報提供
グリーン購入基本方針の策定、適合商品選定について呼びかけを実施
- ・3Rに関する国の施策についての情報提供
- ・市町村が第二種特定鳥獣の捕獲に取り組む狩猟者に配布するための「くくりわな」を配布：1,389 基（R5：3,236 基分）
- ・豊かな自然を活かした自然体験型観光施設等の整備への支援
- ・美化活動に取り組む県民及び市町村への資材提供